

**北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正新旧対照表
（修正案）**

平成 2 7 年 5 月

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「<u>防災法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「<u>泊発電所</u>」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>この計画は、<u>防災法</u>第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、<u>原災法</u>第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図った上で作成したものである。</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第3節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。</p> <p>本計画においては、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とする。</p> <p>また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。</p> <p>泊発電所施設の状況及び周辺地域図 （資料1－4－1）</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【修正事由に係る共通事項】</p> <p>地域防災計画（本編）との整合を図るため、以下の表記について、次の考え方により一括して規定を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知事」～知事が行政庁としての法律行為を行う場合、道組織内部の動員・配備体制を整える場合等の規定に使用 ・「本部長」～知事が災害対策本部長としての固有の業務を行う場合の規定に使用。 ・「道」～道が上記以外の場合の業務を行う場合の規定に使用。 </div> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「<u>基本法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「<u>泊発電所</u>」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>この計画は、<u>基本法</u>第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、<u>原災法</u>第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図った上で作成したものである。</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第3節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。</p> <p>本計画においては、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「<u>原子力災害対策重点区域</u>」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とする。</p> <p>また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。</p> <p>泊発電所施設の状況及び周辺地域図 （資料1－4－1）</p>	<p>防災計画本編との表記の統一</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由																								
<p>第5節 <u>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</u>の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（別添1） ※EAL (Emergency Action Level) ・ ・ 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル</p> <p>注) 原災法が改正されるまで、本計画では、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。</p> <table border="1" data-bbox="152 676 969 794"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>原災法等の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>特定事象（原災法第10条）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>OILと防護措置について（別添2）</p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>道は、原子力災害に至らない事故についても、事故に対する住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時からの放射線監視体制や原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡に際し、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p> <p>1 北海道</p> <table border="1" data-bbox="152 1246 878 1430"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	原災法等の用語	警戒事態	警戒事象	施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）	全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。	原子力安全対策課	<p>第5節 <u>原子力災害対策重点区域</u>の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（別添1） ※EAL (Emergency Action Level) ・ ・ 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル</p> <p>注) 原災法が改正されるまで、本計画では、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。</p> <table border="1" data-bbox="1075 676 1892 794"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>原災法等の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>特定事象（原災法第10条）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>OILと防護措置について（別添2）</p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>道は、原子力災害に至らない事故についても、事故に対する住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時からの放射線監視体制の整備や原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡が<u>あった場合</u>、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p> <p>1 北海道</p> <table border="1" data-bbox="1075 1246 1800 1430"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	原災法等の用語	警戒事態	警戒事象	施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）	全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。	原子力安全対策課	<p>表現の適正化</p>
緊急事態区分	原災法等の用語																									
警戒事態	警戒事象																									
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）																									
全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）																									
事務又は業務	連絡の窓口																									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。	原子力安全対策課																									
緊急事態区分	原災法等の用語																									
警戒事態	警戒事象																									
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）																									
全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）																									
事務又は業務	連絡の窓口																									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。	原子力安全対策課																									

現 行	修 正 後	修正事由																		
<p>(6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備・維持に関すること。</p> <p>(7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。</p> <p>(8) 防災資機材の整備に関すること。</p> <p>(9) 防災対策資料の整備に関すること。</p> <p>(10) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</p> <p>(11) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。</p> <p>(12) 災害対策本部の設置に関すること。</p> <p>(13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。</p> <p>(14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること。</p> <p>(15) 緊急時モニタリングに関すること。</p> <p>(16) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</p> <p>(17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。</p> <p>(18) 緊急被ばく医療活動に関すること。</p> <p>(19) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>(20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。</p> <p>(21) 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>(22) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。</p> <p>(23) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<p>(6) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。</p> <p>(7) 防災資機材の整備に関すること。</p> <p>(8) 防災対策資料の整備に関すること。</p> <p>(9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</p> <p>(10) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。</p> <p>(11) 災害対策本部の設置に関すること。</p> <p>(12) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。</p> <p>(13) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること。</p> <p>(14) 緊急時モニタリングに関すること。</p> <p>(15) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</p> <p>(16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。</p> <p>(17) 緊急被ばく医療活動に関すること。</p> <p>(18) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>(19) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。</p> <p>(20) 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>(21) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。</p> <p>(22) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<p>国の方針決定（SPEEDIを活用しないこと）に係る規定の削除</p>																		
<p>2 北海道警察本部</p> <table border="1" data-bbox="141 863 869 1002"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</td> <td rowspan="3">警備部警備課</td> </tr> <tr> <td>(2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	警備部警備課	(2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。	(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。	<p>2 北海道警察本部</p> <table border="1" data-bbox="1064 863 1792 1002"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</td> <td rowspan="3">警備部警備課</td> </tr> <tr> <td>(2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	警備部警備課	(2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。	(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。							
事務又は業務	連絡の窓口																			
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	警備部警備課																			
(2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。																				
(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。																				
事務又は業務	連絡の窓口																			
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	警備部警備課																			
(2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。																				
(3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。																				
<p>3 北海道教育委員会</p> <table border="1" data-bbox="141 1050 869 1189"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。</td> <td rowspan="2">教育庁 総務政策局総務課</td> </tr> <tr> <td>(2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。	教育庁 総務政策局総務課	(2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。	<p>3 北海道教育委員会</p> <table border="1" data-bbox="1064 1050 1792 1189"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。</td> <td rowspan="2">教育庁 総務政策局総務課</td> </tr> <tr> <td>(2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。	教育庁 総務政策局総務課	(2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。									
事務又は業務	連絡の窓口																			
(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。	教育庁 総務政策局総務課																			
(2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。																				
事務又は業務	連絡の窓口																			
(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。	教育庁 総務政策局総務課																			
(2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。																				
<p>4 関係町村</p> <table border="1" data-bbox="141 1236 869 1423"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</td> <td rowspan="6">泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課</td> </tr> <tr> <td>(2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 通信連絡設備の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(5) 防災資機材の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(6) 防災対策資料の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課	(2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。	(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。	(4) 通信連絡設備の整備に関すること。	(5) 防災資機材の整備に関すること。	(6) 防災対策資料の整備に関すること。	<p>4 関係町村</p> <table border="1" data-bbox="1064 1236 1792 1423"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</td> <td rowspan="6">泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課</td> </tr> <tr> <td>(2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 通信連絡設備の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(5) 防災資機材の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(6) 防災対策資料の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課	(2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。	(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。	(4) 通信連絡設備の整備に関すること。	(5) 防災資機材の整備に関すること。	(6) 防災対策資料の整備に関すること。	
事務又は業務	連絡の窓口																			
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課																			
(2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。																				
(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。																				
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。																				
(5) 防災資機材の整備に関すること。																				
(6) 防災対策資料の整備に関すること。																				
事務又は業務	連絡の窓口																			
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課																			
(2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。																				
(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。																				
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。																				
(5) 防災資機材の整備に関すること。																				
(6) 防災対策資料の整備に関すること。																				

現 行		修 正 後		修正事由																																																					
<p>(7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。 (9) 災害対策本部の設置に関すること。 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (13) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関すること。 (15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 (16) 各種制限措置の解除に関すること。 (17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。 (18) 業務継続計画の作成、運用に関すること。</p>	<p>ニセコ町総務課 倶知安町総務課 積丹町総務課 古平町総務課 仁木町企画課 余市町企画政策課 赤井川村総務課</p>	<p>(7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。 (9) 災害対策本部の設置に関すること。 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (13) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関すること。 (15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 (16) 各種制限措置の解除に関すること。 (17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。 (18) 業務継続計画の作成、運用に関すること。</p>	<p>ニセコ町総務課 倶知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課</p>																																																						
5 消防機関		5 消防機関																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</td> <td>岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課</td> </tr> <tr> <td>(2) 傷病者の救急搬送に関すること。</td> <td>羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課</td> </tr> <tr> <td>(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。</td> <td>北後志消防組合消防本部警防課</td> </tr> <tr> <td>(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課	(2) 傷病者の救急搬送に関すること。	羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課	(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	北後志消防組合消防本部警防課	(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</td> <td>岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課</td> </tr> <tr> <td>(2) 傷病者の救急搬送に関すること。</td> <td>羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課</td> </tr> <tr> <td>(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。</td> <td>北後志消防組合消防本部警防課</td> </tr> <tr> <td>(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課	(2) 傷病者の救急搬送に関すること。	羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課	(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	北後志消防組合消防本部警防課	(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。																																				
事務又は業務	連絡の窓口																																																								
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課																																																								
(2) 傷病者の救急搬送に関すること。	羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課																																																								
(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	北後志消防組合消防本部警防課																																																								
(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。																																																									
事務又は業務	連絡の窓口																																																								
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課																																																								
(2) 傷病者の救急搬送に関すること。	羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課																																																								
(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	北後志消防組合消防本部警防課																																																								
(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。																																																									
6 指定地方行政機関		6 指定地方行政機関																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局</td> <td><u>国道の通行確保に関すること。</u></td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td>(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所</td> <td>(1) <u>応急用食料の調達・供給対策に関すること。</u> (2) <u>食品安全対策に関すること。</u></td> <td>企画調整グループ</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局</td> <td><u>国有林野の山地災害対策に関すること。</u></td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td><u>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</u></td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道産業保安監督部</td> <td><u>関係職員の派遣に関すること。</u></td> <td>管理課</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局</td> <td>(1) <u>陸上輸送確保の連絡調整に関すること。</u> (2) <u>海上輸送確保の連絡調整に関すること。</u></td> <td>総務部安全防災・危機管理調整官</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 新千歳空港事務所</td> <td>(1) <u>原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</u></td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	北海道開発局	<u>国道の通行確保に関すること。</u>	防災課	北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課	北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課	北海道農政事務所	(1) <u>応急用食料の調達・供給対策に関すること。</u> (2) <u>食品安全対策に関すること。</u>	企画調整グループ	北海道森林管理局	<u>国有林野の山地災害対策に関すること。</u>	企画課	北海道経済産業局	<u>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</u>	総務課	北海道産業保安監督部	<u>関係職員の派遣に関すること。</u>	管理課	北海道運輸局	(1) <u>陸上輸送確保の連絡調整に関すること。</u> (2) <u>海上輸送確保の連絡調整に関すること。</u>	総務部安全防災・危機管理調整官	東京航空局 新千歳空港事務所	(1) <u>原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</u>	総務課		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u></td> <td>防災対策推進室</td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td>(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道労働局</td> <td>(1) <u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u> (2) <u>労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。</u></td> <td>監督課</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所</td> <td><u>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u></td> <td>企画調整室</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局</td> <td><u>国有林野の山地災害対策に関すること。</u></td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td><u>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</u></td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	北海道総合通信局	(1) <u>通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>	防災対策推進室	北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課	北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課	北海道労働局	(1) <u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u> (2) <u>労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。</u>	監督課	北海道農政事務所	<u>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u>	企画調整室	北海道森林管理局	<u>国有林野の山地災害対策に関すること。</u>	企画課	北海道経済産業局	<u>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</u>	総務課	<p>建制順に機関名を並び替え（本編に準じた修正）</p>
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																																							
北海道開発局	<u>国道の通行確保に関すること。</u>	防災課																																																							
北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課																																																							
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課																																																							
北海道農政事務所	(1) <u>応急用食料の調達・供給対策に関すること。</u> (2) <u>食品安全対策に関すること。</u>	企画調整グループ																																																							
北海道森林管理局	<u>国有林野の山地災害対策に関すること。</u>	企画課																																																							
北海道経済産業局	<u>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</u>	総務課																																																							
北海道産業保安監督部	<u>関係職員の派遣に関すること。</u>	管理課																																																							
北海道運輸局	(1) <u>陸上輸送確保の連絡調整に関すること。</u> (2) <u>海上輸送確保の連絡調整に関すること。</u>	総務部安全防災・危機管理調整官																																																							
東京航空局 新千歳空港事務所	(1) <u>原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</u>	総務課																																																							
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																																							
北海道総合通信局	(1) <u>通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>	防災対策推進室																																																							
北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課																																																							
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課																																																							
北海道労働局	(1) <u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u> (2) <u>労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。</u>	監督課																																																							
北海道農政事務所	<u>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u>	企画調整室																																																							
北海道森林管理局	<u>国有林野の山地災害対策に関すること。</u>	企画課																																																							
北海道経済産業局	<u>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</u>	総務課																																																							

現 行			修 正 後			修正事由	
	(2) 飛行場使用の総合調整に関すること。		北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関すること。	管理課		指定地方行政機関の指定(H27.4.1)により北海道地方測量部を追加
第一管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	警備救難部環境防災課	北海道開発局 北海道運輸局	国道の通行確保に関すること。 (1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること	防災課 総務部安全防災危機管理調整官		
札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	業務課	東京航空局	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。	総務課		
北海道総合通信局	通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に係る指導に関すること。	防災対策推進室	北海道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること	防災情報管理官		
北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課	札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	業務課		
北海道地方環境事務所	環境保全対策に関すること。	総務課	第一管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	警備救難部環境防災課		
			北海道地方環境事務所	環境保全対策に関すること。 (放射線物質に汚染された物質の除去及び除染に関することを含む。)	総務課		
7 自衛隊			7 自衛隊				
機関名	事務又は業務	連絡の窓口	機関名	事務又は業務	連絡の窓口		
陸上自衛隊北部方面隊	(1) 緊急時モニタリング支援に関すること。 (2) 被害状況等の把握に関すること。 (3) 避難の救助に関すること。 (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 救護に関すること。 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (8) スクリーニング及び除染に関すること。 (9) その他(生活支援等)。	北部方面総監部運用室	陸上自衛隊北部方面隊	(1) 緊急時モニタリング支援に関すること。 (2) 被害状況等の把握に関すること。 (3) 避難の救助に関すること。 (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 救護に関すること。 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (8) スクリーニング及び除染に関すること。 (9) その他(生活支援等)。	北部方面総監部運用室		
8 指定公共機関			8 指定公共機関				
機関名	事務又は業務	連絡の窓口	機関名	事務又は業務	連絡の窓口		
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	支社長室 総務部	日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	支社長室 総務部		
北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	工事課	北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	工事課		
日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	北海道保全技術センター	日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	北海道保全技術センター		

現 行			修 正 後			修正事由
東日本電信電話株式会社 北海道支店	電気通信の確保に関する事。	災害対策室	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	電気通信の確保に関する事。	災害対策室	
株式会社NTTドコモ北海道支社	移動電気通信の確保に関する事。	災害対策室	株式会社NTTドコモ北海道支社	移動電気通信の確保に関する事。	災害対策室	
KDDI株式会社北海道総支社	移動電気通信の確保に関する事。	管理部	KDDI株式会社北海道総支社	移動電気通信の確保に関する事。	管理部	
ソフトバンクモバイル株式会社	移動電気通信の確保に関する事。	東北・北海道総務課	ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の確保に関する事。	東北・北海道総務課	
ソフトバンクテレコム株式会社	電気通信の確保に関する事。	東北・北海道総務課	日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護に関する事。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	事業推進課	
日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護に関する事。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	事業推進課	日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。	放送部	
日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。	放送部	日本通運株式会社札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事。	総務課	
日本通運株式会社札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事。	総務課	独立行政法人 日本原子力研究開発機構	専門家の派遣、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関する事。	原子力緊急時支援・研修センター	
独立行政法人 日本原子力研究開発機構	専門家の派遣、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関する事。	原子力緊急時支援・研修センター	独立行政法人 放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関する事。	企画部企画課	
独立行政法人 放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関する事。	企画部企画課	9 指定地方公共機関			ソフトバンクモバイルとの合併によりソフトバンクテレコム株式会社を削除
9 指定地方公共機関			9 指定地方公共機関			
機関名	事務又は業務	連絡の窓口	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。	報道部 報道部 報道部	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。	報道部 報道部 報道部	
北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノース ウェーブ 株式会社STVラジオ		報道部 報道部 編成制作部 業務部	北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノース ウェーブ 株式会社STVラジオ		報道部 報道部 編成制作部 業務部	
一般社団法人北海道医師会	医療救護に関する事。	編成制作部	一般社団法人北海道医師会	医療救護に関する事。	事業第二課	
公益社団法人北海道トラック協会及び7地区一般社団法人トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関する事。	事業第二課	公益社団法人北海道トラック協会及び7地区一般社団法人トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関する事。	総務部	
一般社団法人北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送に関する事。	総務部	一般社団法人北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送に関する事。	事務局	

現 行	修 正 後	修正事由
-----	-------	------

一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関する事。	事務局
----------------	------------------------------	-----

10 公共的団体等

漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。

11 原子力事業者

機 関 名	事 務 又 は 業 務	連 絡 の 窓 口
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関する事。 (2) 泊発電所の災害予防に関する事。 (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関する事。 (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関する事。 (5) 泊発電所施設内の応急対策に関する事。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関する事。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関する事。 (8) 防災資機材の整備に関する事。 (9) 防災対策資料の整備に関する事。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関する事。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関する事。 (12) 汚染の除去等に関する事。 (13) 災害復旧に関する事。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関する事。	原子力部原子力業務グループ

一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関する事。	事務局
----------------	------------------------------	-----

10 公共的団体等

漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。

11 原子力事業者

機 関 名	事 務 又 は 業 務	連 絡 の 窓 口
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関する事。 (2) 泊発電所の災害予防に関する事。 (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関する事。 (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関する事。 (5) 泊発電所施設内の応急対策に関する事。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関する事。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関する事。 (8) 防災資機材の整備に関する事。 (9) 防災対策資料の整備に関する事。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関する事。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関する事。 (12) 汚染の除去等に関する事。 (13) 災害復旧に関する事。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関する事。	原子力部原子力業務グループ

第 2 章 原子力災害事前対策

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第 1 節 泊発電所における予防措置等の責務

1 泊発電所における安全確保

原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。

2 泊発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化する

第 2 章 原子力災害事前対策

本章は、基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第 1 節 泊発電所における予防措置等の責務

1 泊発電所における安全確保

原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。

2 泊発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化する

現 行	修 正 後	修正事由
<p>とともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 原子力防災対策部会の設置 北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p>北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等 (資料2-2-1)</p> <p>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議 道及び泊村(立地村)は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。 この場合、道は直ちに泊村(立地村)を除く関係町村(以下「関係周辺町村」という。)に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>3 原子力防災委員等の届出の受理 道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。 (1) 原子力防災組織の原子力防災委員の現況 (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況</p> <p>4 立入検査の実施等 国、道及び泊村(立地村)は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。 また、国は、原子力保安検査官を現地に配置し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保 道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等と連携し、モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。 また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p>6 広域的な応援体制の整備 (1) 防災関係機関相互の連携 道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p>	<p>とともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 原子力防災対策部会の設置 北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p>北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等 (資料2-2-1)</p> <p>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議 道及び泊村(立地村)は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。 この場合、道は直ちに泊村(立地村)を除く関係町村(以下「関係周辺町村」という。)に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>3 原子力防災委員等の届出の受理 道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。 (1) 原子力防災組織の原子力防災委員の現況 (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況</p> <p>4 立入検査の実施等 国、道及び泊村(立地村)は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。 また、国は、原子力保安検査官を現地に配置し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保 道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等と連携し、モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。 また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p>6 広域的な応援体制の整備 (1) 防災関係機関相互の連携 道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(2) 広域的な活動協力体制 原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とするところから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>広域的な応援協力体制 (資料2-2-2) 広域応援協定 (資料2-2-3)</p> <p>(3) 警察災害派遣隊 北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>(5) 自衛隊の活動拠点 自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。</p> <p>自衛隊の活動拠点 (資料2-2-4)</p> <p>7 長期化に備えた動員体制の整備 道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等 (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>北海道原子力防災センター概要 (資料2-2-5)</p> <p>(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p>(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、<u>後志総合振興局を代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。</u></p> <p>9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>(2) 広域的な活動協力体制 原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とするところから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>広域的な応援協力体制 (資料2-2-2) 広域応援協定 (資料2-2-3)</p> <p>(3) 警察災害派遣隊 北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>(5) 自衛隊の活動拠点 自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。</p> <p>自衛隊の活動拠点 (資料2-2-4)</p> <p>7 長期化に備えた動員体制の整備 道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等 (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>北海道原子力防災センター概要 (資料2-2-5)</p> <p>(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p>(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、<u>寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターを代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。なお、事態の進展や複合災害の状況等によっては、必要に応じて北海道後志総合振興局又は北海道庁をオフサイトセンターの代替として活用するものとする。</u></p> <p>9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>代替OFCの追加指定に伴う所要の修正</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p> <p>道は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。</p> <p>第3節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 退避等措置計画等の作成</p> <p>(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における退避等措置計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、<u>退避等措置計画</u>の作成について支援するものとする。</p> <p>ア 即時避難区域：PAZ</p> <p>迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、PAZ圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ</p> <p><u>段階的な避難</u>やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、<u>広域避難計画</u>を作成するものとする。</p> <p>ウ 避難先は原則、UPZ外とし、市町村の境界を越えた<u>広域の避難計画の策定</u>には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、計画の<u>策定</u>に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の要配慮者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 避難行動の単位となる対象地区ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <p>(ア) 人口</p> <p>(イ) 地区の連絡責任者</p> <p>(ウ) 集合場所（所在地）</p> <p>(エ) 避難所（所在地）</p> <p>(オ) 避難方法及び避難経路</p> <p>(カ) コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）</p> <p>(キ) 自家用自動車（船舶）数</p> <p>(ク) 移送を要する推定人員</p> <p>(ケ) その他必要事項</p> <p>(3) 関係町村は、<u>退避等措置計画</u>による避難等を実効性のあるものとするため、防災関係機関と連携し、渋滞が予測される箇所における避難誘導方法等に関する情報等を共有するとともに、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのしおりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。</p> <p>2 避難所等の確保等</p> <p>(1) 避難所の確保</p> <p>避難の長期化を想定し、避難所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、旅館又はホテル等を避難所とする。</p> <p>道は、関係町村の避難所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、<u>広域避難体制</u>を整備するものとする。</p>	<p>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p> <p>道は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。</p> <p>第3節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難等に関する計画の作成</p> <p>(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における<u>避難計画</u>を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、<u>避難計画</u>の作成について支援するものとする。</p> <p>ア 即時避難区域：PAZ</p> <p>迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、PAZ圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ</p> <p>OILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、<u>避難計画</u>を作成するものとする。</p> <p>ウ 避難先は原則、UPZ外とし、市町村の境界を越えた<u>避難計画の作成</u>には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、計画の<u>作成</u>に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の要配慮者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 避難行動の単位となる対象地区ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <p>(ア) 人口</p> <p>(イ) 地区の連絡責任者</p> <p>(ウ) 集合場所（所在地）</p> <p>(エ) 避難所（所在地）</p> <p>(オ) 避難方法及び避難経路</p> <p>(カ) コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員数）</p> <p>(キ) 自家用自動車（船舶）数</p> <p>(ク) 移送を要する推定人員</p> <p>(ケ) その他必要事項</p> <p>(3) 関係町村は、<u>避難計画</u>による避難等を実効性のあるものとするため、防災関係機関と連携し、渋滞が予測される箇所における避難誘導方法等に関する情報等を共有するとともに、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのしおりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。</p> <p>2 避難所等の確保等</p> <p>(1) 避難所の確保</p> <p>避難の長期化を想定し、避難所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、旅館又はホテル等を避難所とする。</p> <p>道は、関係町村の避難所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、<u>避難体制</u>を整備するものとする。</p>	<p>「避難計画」として文言を統一的に整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「退避等措置計画」 「広域避難計画」 →「避難計画」

現 行	修 正 後	修正事由
<p>関係町村は、道の協力のもと、避難所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る<u>協定等を締結することとする。</u></p> <p>(2) 一時滞在場所の整備 道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、<u>一時滞在場所としての避難所</u>が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ<u>避難所</u>の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備 道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 道は、国及び関係町村と連携し、<u>広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保</u>を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者に対する配慮</p> <p>(1) 道は、要配慮者及び一時滞者在者への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 要配慮者及び一時滞者在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>イ 要配慮者及び一時滞者在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。</p> <p>エ 災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する介護保険施設、障害者支援施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、当該施設等に対して、施設等間における利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。</p> <p>(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者及び一時滞者在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に対する情報伝達体制や避難誘導体制の整備するとともに、<u>避難行動支援</u>に係る個別計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の<u>避難誘導体制</u>に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>関係町村は、道の協力のもと、避難所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る<u>協定等を締結するなど、必要な対応を行う。</u></p> <p>(2) 一時滞在場所の整備 道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、<u>一時滞在場所が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ一時滞在場所</u>の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備 道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 道は、国及び関係町村と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者に対する配慮</p> <p>(1) 道は、要配慮者及び一時滞者在者への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 要配慮者及び一時滞者在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、<u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</u></p> <p>イ 要配慮者及び一時滞者在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。</p> <p>エ 災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する介護保険施設、障害者支援施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、当該施設等に対して、施設等間における利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。</p> <p>(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者及び一時滞者在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に対する情報伝達体制や避難誘導体制の整備するとともに、<u>避難行動要支援者</u>に係る個別計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の<u>避難誘導</u>に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>協定締結だけではなく、多様な対応を可能とするための規定の整備</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>6 避難所・避難方法等の周知 関係町村は、避難所、避難方法（バス等で避難する場合の集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずることもあることを合わせて周知するものとする。</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備 1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害を踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料2-4-1)</p> <p>2 住民等に対する情報伝達体制の整備 道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確、かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備 道は、原子力災害対策指針等に基づき、モニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。 なお、国は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1 モニタリング要員等の体制整備 (1) 道及び関係町村の体制整備 道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。 関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。 道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>(2) 国等の体制整備 国（原子力規制委員会）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者の体制整備 原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>6 避難所・避難方法等の周知 関係町村は、避難所、避難方法（バス等で避難する場合の集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずることもあることを合わせて周知するものとする。</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備 1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害を踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料2-4-1)</p> <p>2 住民等に対する情報伝達体制の整備 道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確、かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備 道は、原子力災害対策指針等に基づき、モニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。 なお、国は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1 モニタリング要員等の体制整備 (1) 道及び関係町村の体制整備 道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。 関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。 道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>(2) 国等の体制整備 国（原子力規制委員会）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者の体制整備 原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両 (資料2-5-1)</p> <p>2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備 (1) 道が行う設備・機器等の整備 道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。 なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（原子力規制委員会）の環境放射能水準調査による観測データも活用する。</p> <p>(2) 国等が行う設備・機器等の整備 国（原子力規制委員会）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備 原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーバイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。</p> <p>環境放射線テレメータシステム図 (資料2-5-2) リアルタイム線量測定システム図 (資料2-5-3) 気象・海象観測機器の整備状況 (資料2-5-4) 道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況 (資料2-5-5)</p> <p><u>3 SPEEDIネットワークシステムの整備・維持</u> <u>道は、国、原子力事業者と連携し、平常時からSPEEDIネットワークシステムと環境放射線テレメータシステムとを接続するなど、気象情報、放出源情報等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。</u></p> <p><u>SPEEDIネットワークシステムの整備状況</u> (資料2-5-6)</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動体制の整備 1 緊急被ばく医療体制の整備 道は、国と協力し、緊急被ばく医療を実施する医療機関（被ばく医療機関）の整備を図るとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。被ばく医療機関は、緊急被ばく医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。 また、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な被ばく医療体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材、体制の整備 道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>緊急被ばく医療活動用資機材等の配備状況 (資料2-6-1) 安定ヨウ素剤の配備状況 (資料2-6-2)</p> <p>3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 道は、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図るものとする。また、道は、外来診療に対応する初期被ばく医療体制及び入院診療に対応する二次・三次被ばく医療体制並びにそのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ構築するよう努める</p>	<p>緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両 (資料2-5-1)</p> <p>2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備 (1) 道が行う設備・機器等の整備 道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。 なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（原子力規制委員会）の環境放射能水準調査による観測データも活用する。</p> <p>(2) 国等が行う設備・機器等の整備 国（原子力規制委員会）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備 原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーバイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。</p> <p>環境放射線テレメータシステム図 (資料2-5-2) リアルタイム線量測定システム図 (資料2-5-3) 気象・海象観測機器の整備状況 (資料2-5-4) 道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況 (資料2-5-5)</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動体制の整備 1 緊急被ばく医療体制の整備 道は、国と協力し、緊急被ばく医療を実施する医療機関（被ばく医療機関）の整備を図るとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。被ばく医療機関は、緊急被ばく医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。 また、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な被ばく医療体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材、体制の整備 道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>緊急被ばく医療活動用資機材等の配備状況 (資料2-6-1) 安定ヨウ素剤の配備状況 (資料2-6-2)</p> <p>3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 道は、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図るものとする。また、道は、外来診療に対応する初期被ばく医療体制及び入院診療に対応する二次・三次被ばく医療体制並びにそのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ構築するよう努める</p>	<p>国の方針決定（SPEEDIを活用しないこと）に係る規定の削除</p>

現 行	修 正 後	修正事由																																
<p>ものとする。</p> <p>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 道は、原子力災害対策指針を踏まえ、町村、医療機関等と連携して、住民等への安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制を構築するものとし、その手続きについては別途定めるものとする。</p> <p>第7節 防災資機材の整備 道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における<u>退避等</u>の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p>防災資機材の整備状況 (資料2-7-1)</p> <p>第8節 防災対策資料の整備 道及び関係町村は、国、原子力事業者及びその他関係機関と連携し、原子力災害時において、<u>放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策の確立に資するため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料及び放射性物質又は放射線の影響予測に必要となる資料</u>等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料 施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真（道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 人口に関する資料</td><td>(資料2-8-2～資料2-8-6)</td></tr> <tr><td>(2) 道路及び陸上輸送に関する資料</td><td>(資料2-8-7～資料2-8-11)</td></tr> <tr><td>(3) 港湾及び海上輸送に関する資料</td><td>(資料2-8-12～資料2-8-15)</td></tr> <tr><td>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料</td><td>(資料2-8-16～資料2-8-18)</td></tr> <tr><td>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料</td><td>(資料2-8-19～資料2-8-20)</td></tr> <tr><td>(6) 避難者収容施設に関する資料</td><td>(資料2-8-21～資料2-8-22)</td></tr> <tr><td>(7) 医療施設等に関する資料</td><td>(資料2-8-23～資料2-8-26)</td></tr> <tr><td>(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料</td><td>(資料2-8-27～資料2-8-36)</td></tr> </table> <p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書を道及びオフサイトセンター等に備え付け)</p> <p>(2) 気象・海象に関する資料 (資料2-8-37～資料2-8-39)</p> <p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定 道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ決めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発 道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関す</p>	(1) 人口に関する資料	(資料2-8-2～資料2-8-6)	(2) 道路及び陸上輸送に関する資料	(資料2-8-7～資料2-8-11)	(3) 港湾及び海上輸送に関する資料	(資料2-8-12～資料2-8-15)	(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料	(資料2-8-16～資料2-8-18)	(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料	(資料2-8-19～資料2-8-20)	(6) 避難者収容施設に関する資料	(資料2-8-21～資料2-8-22)	(7) 医療施設等に関する資料	(資料2-8-23～資料2-8-26)	(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料	(資料2-8-27～資料2-8-36)	<p>ものとする。</p> <p>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 道は、原子力災害対策指針を踏まえ、町村、医療機関等と連携して、住民等への安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制を構築するものとし、その手続きについては別途定めるものとする。</p> <p>第7節 防災資機材の整備 道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における<u>避難等</u>の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p>防災資機材の整備状況 (資料2-7-1)</p> <p>第8節 防災対策資料の整備 道及び関係町村は、国、原子力事業者及びその他関係機関と連携し、原子力災害時において、<u>迅速かつ的確な応急対策の実施に資するため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。</u></p> <p>1 泊発電所に関する資料 施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真（道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 人口に関する資料</td><td>(資料2-8-2～資料2-8-6)</td></tr> <tr><td>(2) 道路及び陸上輸送に関する資料</td><td>(資料2-8-7～資料2-8-11)</td></tr> <tr><td>(3) 港湾及び海上輸送に関する資料</td><td>(資料2-8-12～資料2-8-15)</td></tr> <tr><td>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料</td><td>(資料2-8-16～資料2-8-18)</td></tr> <tr><td>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料</td><td>(資料2-8-19～資料2-8-20)</td></tr> <tr><td>(6) 避難者収容施設に関する資料</td><td>(資料2-8-21～資料2-8-22)</td></tr> <tr><td>(7) 医療施設等に関する資料</td><td>(資料2-8-23～資料2-8-26)</td></tr> <tr><td>(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料</td><td>(資料2-8-27～資料2-8-36)</td></tr> </table> <p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書等を道及びオフサイトセンター等に備え付け)</p> <p>(2) 気象・海象に関する資料 (資料2-8-37～資料2-8-39)</p> <p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定 道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ決めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発 道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関す</p>	(1) 人口に関する資料	(資料2-8-2～資料2-8-6)	(2) 道路及び陸上輸送に関する資料	(資料2-8-7～資料2-8-11)	(3) 港湾及び海上輸送に関する資料	(資料2-8-12～資料2-8-15)	(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料	(資料2-8-16～資料2-8-18)	(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料	(資料2-8-19～資料2-8-20)	(6) 避難者収容施設に関する資料	(資料2-8-21～資料2-8-22)	(7) 医療施設等に関する資料	(資料2-8-23～資料2-8-26)	(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料	(資料2-8-27～資料2-8-36)	<p>国の方針決定（SPEEDIを活用しないこと）に係る所要の修正</p>
(1) 人口に関する資料	(資料2-8-2～資料2-8-6)																																	
(2) 道路及び陸上輸送に関する資料	(資料2-8-7～資料2-8-11)																																	
(3) 港湾及び海上輸送に関する資料	(資料2-8-12～資料2-8-15)																																	
(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料	(資料2-8-16～資料2-8-18)																																	
(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料	(資料2-8-19～資料2-8-20)																																	
(6) 避難者収容施設に関する資料	(資料2-8-21～資料2-8-22)																																	
(7) 医療施設等に関する資料	(資料2-8-23～資料2-8-26)																																	
(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料	(資料2-8-27～資料2-8-36)																																	
(1) 人口に関する資料	(資料2-8-2～資料2-8-6)																																	
(2) 道路及び陸上輸送に関する資料	(資料2-8-7～資料2-8-11)																																	
(3) 港湾及び海上輸送に関する資料	(資料2-8-12～資料2-8-15)																																	
(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料	(資料2-8-16～資料2-8-18)																																	
(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料	(資料2-8-19～資料2-8-20)																																	
(6) 避難者収容施設に関する資料	(資料2-8-21～資料2-8-22)																																	
(7) 医療施設等に関する資料	(資料2-8-23～資料2-8-26)																																	
(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料	(資料2-8-27～資料2-8-36)																																	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>る知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実を努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力施設の概要に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること (5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること (6) 要配慮者への支援に関すること (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること (8) その他必要と認める事項 <p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災体制及び組織に関すること (2) 原子力発電所等の施設に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線防護に関すること (5) 緊急時モニタリングに関すること (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること (7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること (9) 緊急被ばく医療活動に関すること (10) その他緊急時対応に関すること <p>第12節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 道の原子力防災訓練の実施</p> <p>道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、即時避難や広域避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、道は訓練を実施した後、<u>訓練のチェック項目等により事後評価</u>を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部等の設置運営訓練 (2) <u>オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練</u> (3) 緊急時通信連絡訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) <u>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練</u> (6) <u>緊急被ばく医療活動訓練</u> (7) <u>周辺住民等に対する情報伝達訓練</u> (8) <u>周辺住民避難訓練</u> 	<p>る知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実を努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力施設の概要に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること (5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること (6) 要配慮者への支援に関すること (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること (8) その他必要と認める事項 <p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災体制及び組織に関すること (2) 原子力発電所等の施設に関すること (3) 原子力災害とその特性に関すること (4) 放射線防護に関すること (5) 緊急時モニタリングに関すること (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること (7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること (9) 緊急被ばく医療活動に関すること (10) その他緊急時対応に関すること <p>第12節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 道の原子力防災訓練の実施</p> <p>道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、即時避難やO I Lに基づく避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、道は訓練を実施した後、<u>関係町村や防災関係機関等に対する事後調査</u>を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部等設置運営訓練 (2) <u>緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）運営訓練</u> (3) 緊急時通信連絡訓練 (4) 緊急時<u>環境放射線</u>モニタリング訓練 (5) <u>緊急被ばく医療活動訓練</u> (6) <u>住民広報訓練</u> (7) <u>住民避難訓練</u> 	<p>表現の適正化を図るための規定の整備</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p> <p>第13節 泊発電所上空の飛行規制 泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。</p> <p>1 国（国土交通省）の規制措置 泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02′17″ 東経140°30′47″の地点を中心とする半径2ノーチカ・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。 泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。 なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p>2 原子力事業者の措置 原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</p> <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 泊発電所において、警戒事態等が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>1 情報収集事態発生情報の連絡 知事は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、<u>連絡体制の確立等</u>の必要な体制をとるものとする。</p> <p>2 警戒事態発生情報の連絡 知事は、原子力規制委員会から警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。 また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。</p> <p>泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1) 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準 (資料3-1-2) 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (資料3-1-3)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (1) 原子力防災管理者の通報連絡 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発見の通報を受けた</p>	<p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p> <p>第13節 泊発電所上空の飛行規制 泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。</p> <p>1 国（国土交通省）の規制措置 泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02′17″ 東経140°30′47″の地点を中心とする半径2ノーチカ・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。 泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。 なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p>2 原子力事業者の措置 原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</p> <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 泊発電所において、警戒事態等が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>1 情報収集事態発生情報の連絡 知事は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、<u>職員の動員・配備</u>等の必要な体制をとるものとする。</p> <p>2 警戒事態発生情報の連絡 知事は、原子力規制委員会から警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。 また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。</p> <p>泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1) 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準 (資料3-1-2) 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (資料3-1-3)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (1) 原子力防災管理者の通報連絡 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発見の通報を受けた</p>	<p>情報収集事態から第1非常配備体制とするための修正</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により国、道、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報基準 （資料3-1-4）</p> <p>(2) 国の通報連絡 ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。 ・ P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 ・ U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。 ・ U P Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。 イ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 また、原子力防災専門官は、(3) のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 （資料3-1-5）</p> <p>(3) 道の通報連絡 ア <u>知事</u>は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値（敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/h）を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。 イ <u>知事</u>は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること ・ U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること <p>(4) 関係町村の通報連絡 関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 消防本部の通報連絡 岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長及び北後志消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うものとする。</p> <p>4 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。 イ <u>知事</u>は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況</p>	<p>場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により国、道、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報基準 （資料3-1-4）</p> <p>(2) 国の通報連絡 ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。 ・ P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 ・ U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。 ・ U P Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。 イ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 また、原子力防災専門官は、(3) のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 （資料3-1-5）</p> <p>(3) 道の通報連絡 ア <u>道</u>は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値（敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/h）を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。 イ <u>道</u>は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること ・ U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること <p>(4) 関係町村の通報連絡 関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 消防本部の通報連絡 岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長及び北後志消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うものとする。</p> <p>4 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。 イ <u>道</u>は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況</p>	

現 行	修 正 後	修正事由																																
<p>等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ <u>知事</u>は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>エ <u>知事</u>は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>ア <u>知事</u>は、国の原子力災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ <u>知事</u>は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>5 一般通信回線が使用できない場合の対処</p> <p><u>知事</u>は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p><図3-1-1> (略)</p>	<p>等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ <u>道</u>は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>エ <u>道</u>は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>ア <u>道</u>は、国の原子力災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ <u>道</u>は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>5 一般通信回線が使用できない場合の対処</p> <p><u>道</u>は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p><図3-1-1> (略)</p>	<p>情報収集事態から第1非常配備体制をとり、各緊急事態区分における配備体制を一段階早めるための修正</p>																																
<p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 配備体制及び災害対策本部等の設置</p> <p>知事は、原子力規制委員会からの警戒事態又は施設敷地緊急事態発生¹の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を²発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。</p> <p>また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 配備体制及び災害対策本部等の設置</p> <p>知事は、原子力規制委員会からの<u>情報収集事態</u>、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生¹の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を²発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。</p> <p>また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備体制の基準及び災害対策本部等の設置</th> <th>本部設置</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき</td> <td></td> <td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき</td> <td>警戒本部の設置</td> <td>災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3非</td> <td>1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を²発出（全面緊急事態）したとき</td> <td>災害対策</td> <td>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	本部設置	配備体制	第1非常配備	原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第2非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき	警戒本部の設置	災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	第3非	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を ² 発出（全面緊急事態）したとき	災害対策	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備体制の基準</th> <th>本部設置</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>原子力規制委員会から<u>情報収集事態</u>の発生通報を受けた場合など、<u>情報収集事態</u>の発生を認知したとき</td> <td></td> <td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部<u>地域医療推進局</u>地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき</td> <td>警戒本部の設置</td> <td>災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3非</td> <td>1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき</td> <td>災害対策</td> <td>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制	第1非常配備	原子力規制委員会から <u>情報収集事態</u> の発生通報を受けた場合など、 <u>情報収集事態</u> の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部 <u>地域医療推進局</u> 地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき	警戒本部の設置	災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	第3非	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき	災害対策	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活	
体制区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	本部設置	配備体制																															
第1非常配備	原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。																															
第2非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき	警戒本部の設置	災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。																															
第3非	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を ² 発出（全面緊急事態）したとき	災害対策	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活																															
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制																															
第1非常配備	原子力規制委員会から <u>情報収集事態</u> の発生通報を受けた場合など、 <u>情報収集事態</u> の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部 <u>地域医療推進局</u> 地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。																															
第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき	警戒本部の設置	災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。																															
第3非	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき	災害対策	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活																															

現 行			修 正 後			修正事由																			
常配備	2. その他特に知事が必要と認めたと き	策本部の設置 動する体制とする。	常配備	2. 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を 発出（全面緊急事態）したとき 3. その他特に知事が必要と認めたと き	策本部の設置 動する体制とする。																				
<p>※情報収集事態の発生を認知した場合には、総務部危機対策局原子力安全対策課の <u>所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、第1非常配備に移行できる 体制とする。</u></p>																									
<p>2 第1非常配備（初期活動体制） （1）知事は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとし、<u>第4節（緊急時モニタリング）に定めるところにより、直ちに原子力環境センターに緊急時モニタリング班を設置し、第1非常配備のモニタリングを開始する。</u> なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。 第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする。</p>			<p>2 第1非常配備（初期活動体制） （1）知事は、原子力規制委員会から<u>情報収集事態</u>の発生通報を受けた場合など、<u>情報収集事態</u>の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。 なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。 第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする。</p>																						
<p style="text-align: center;">図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）</p>																									
[本 庁]																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>危機対策課</td> <td>1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関する こと。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策課</td> <td>1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関する こと。 2 原子力環境センターからの情報収集に関する こと。 3 緊急時モニタリングに関する こと。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関する こと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合政策部</td> <td>知事室 広報広聴課</td> <td>広報に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>科学IT振興局 情報政策課</td> <td>防災無線の統制に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境局 環境推進課</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>医療政策局 <u>医療業務課</u></td> <td>緊急被ばく医療活動に関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>							部 名	課 名	所 掌 事 務	総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関する こと。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関する こと。	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関する こと。 2 原子力環境センターからの情報収集に関する こと。 3 緊急時モニタリングに関する こと。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関する こと。	総合政策部	知事室 広報広聴課	広報に関する こと。	科学IT振興局 情報政策課	防災無線の統制に関する こと。	環境生活部	環境局 環境推進課	緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。	保健福祉部	医療政策局 <u>医療業務課</u>	緊急被ばく医療活動に関する こと。
部 名	課 名	所 掌 事 務																							
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関する こと。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関する こと。																							
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関する こと。 2 原子力環境センターからの情報収集に関する こと。 3 緊急時モニタリングに関する こと。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関する こと。																							
総合政策部	知事室 広報広聴課	広報に関する こと。																							
	科学IT振興局 情報政策課	防災無線の統制に関する こと。																							
環境生活部	環境局 環境推進課	緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。																							
保健福祉部	医療政策局 <u>医療業務課</u>	緊急被ばく医療活動に関する こと。																							
[現 地]																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">後志総合振興局</td> <td>総務課</td> <td>防災無線の統制に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>地域政策課</td> <td>危機対策課及び関係町村との通報連絡に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>環境生活課</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>岩内地域保健室</td> <td>医療活動の準備に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関する こと。 2 緊急時モニタリングに関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>							機 関 名	所 掌 事 務	後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関する こと。	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関する こと。	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。	岩内地域保健室	医療活動の準備に関する こと。	原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関する こと。 2 緊急時モニタリングに関する こと。						
機 関 名	所 掌 事 務																								
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関する こと。																							
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関する こと。																							
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。																							
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関する こと。																							
原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関する こと。 2 緊急時モニタリングに関する こと。																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">後志総合振興局</td> <td>総務課</td> <td>防災無線の統制に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>地域政策課</td> <td>危機対策課及び関係町村との通報連絡に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>環境生活課</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>岩内地域保健室</td> <td>医療活動の準備に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関する こと。 2 緊急時モニタリングに関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>							機 関 名	所 掌 事 務	後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関する こと。	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関する こと。	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。	岩内地域保健室	医療活動の準備に関する こと。	原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関する こと。 2 緊急時モニタリングに関する こと。						
機 関 名	所 掌 事 務																								
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関する こと。																							
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関する こと。																							
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関する こと。																							
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関する こと。																							
原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関する こと。 2 緊急時モニタリングに関する こと。																								

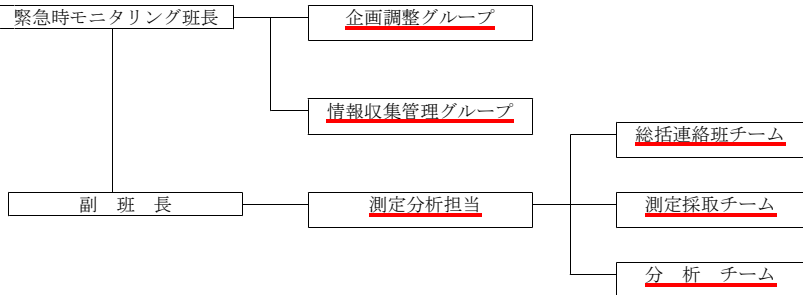
現 行	修 正 後	修正事由
<p>(2) 知事は、施設敷地緊急事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。</p> <p>3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）</p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等 知事は、<u>原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたときは</u>、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。 また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。 なお、警戒本部長は、災害の事態の推移に合わせて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。</p> <p>第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。 <図3-2-2> (P41) <図3-2-3> (P42)</p> <p><u>(2) 情報の収集及び専門家の派遣要請</u> 警戒本部長は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、原子力防災専門官から助言等を得るなど<u>国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>(3) オフサイトセンターの設営準備</u> 警戒本部長は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設営準備への協力を行うものとする。 また、警戒本部長は、<u>国からオフサイトセンターへの参集が要請された場合、先行的に別に定める職員（現地警戒本部要員を除く）の中から必要に応じた職員を派遣するものとする。</u></p> <p><u>(4) 現地事故対策連絡会議の出席</u> 警戒本部長は、オフサイトセンターにおいて国が現地事故対策連絡会議を開催する場合には、原則として<u>現地警戒本部長を出席させるものとする。</u></p> <p><u>(5) 国等との情報の共有等</u> 警戒本部長は、<u>現地事故対策連絡会議において、出席する現地警戒本部要員に対し、道が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報の共有を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(6) 関係町村の活動体制</u> 関係町村長は、施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合は、災害応急対策に対応する<u>コンクリート屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>(7) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止</u> 知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は災対法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。 また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び組織等 知事は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出（全面緊急事態）したときは、直ちに第3非常配備体制</p>	<p>(2) 知事は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。</p> <p>3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）</p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等 知事は、<u>原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは</u>、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。 また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。なお、警戒本部長は、災害の事態の推移に合わせて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。</p> <p>第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。 <図3-2-2> (P41) <図3-2-3> (P42)</p> <p><u>(2) オフサイトセンターの設営準備</u> 警戒本部長は、<u>警戒事態が発生した場合</u>、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設営準備への協力を行うものとする。</p> <p><u>(3) 関係町村の活動体制</u> P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p><u>(4) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止</u> 知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は基本法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。 また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び組織等 知事は、<u>原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急</u></p>	<p>警戒事態の段階で警戒本部を設置するための修正</p> <p>施設敷地緊急事態時の対応であることから、下記4で規定</p> <p>施設敷地緊急事態時の対応であることから、下記4で規定</p> <p>施設敷地緊急事態の段階で災害対策本部を設置するための修正</p>

現 行	修 正 後	修正事由																				
<p>制をとると同時に、<u>災対法、原災法及び北海道災害対策本部条例</u>（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-2-4＞（P43）</p> <p>（2）現地災害対策本部 本部長は、災害対策本部の設置と同時に、北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を<u>対策拠点施設内に設置し、所定の職員を迅速に派遣する。</u></p> <p>ア 組織及び所掌事務 第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-2-5＞（P44）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">班 名</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td> 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td> 1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td> 1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td> 1 <u>生活必需物資の供給に関すること</u> 2 <u>飲食物の摂取制限等に関すること</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災関係機関の連絡員の派遣 本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。<u>（オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合を除く。）</u></p> <p>（3）原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、<u>原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</u> また、本部長は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に別に定める職員を派遣するものとする。</p>	班 名	所 掌 事 務	総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	住民生活班	1 <u>生活必需物資の供給に関すること</u> 2 <u>飲食物の摂取制限等に関すること</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること	<p>事態宣言を発出（全面緊急事態）した場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-2-4＞（P43）</p> <p>（2）現地災害対策本部 本部長は、災害対策本部の設置と同時に、北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を<u>オフサイトセンターに設置し、所定の職員を迅速に派遣する。</u></p> <p>ア 組織及び所掌事務 第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-2-5＞（P44）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">班 名</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td> 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td> 1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td> 1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td> 1 <u>住民の防護対策に関すること</u> 2 <u>生活必需物資の供給に関すること</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災関係機関の連絡員の派遣 本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、<u>必要に応じて現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。</u></p> <p>（3）現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、オフサイトセンターにおいて、<u>緊急事態の進展に応じて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</u> また、本部長は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に別に定める職員を派遣するものとする。</p>	班 名	所 掌 事 務	総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	住民生活班	1 <u>住民の防護対策に関すること</u> 2 <u>生活必需物資の供給に関すること</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること	
班 名	所 掌 事 務																					
総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
住民生活班	1 <u>生活必需物資の供給に関すること</u> 2 <u>飲食物の摂取制限等に関すること</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
班 名	所 掌 事 務																					
総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
住民生活班	1 <u>住民の防護対策に関すること</u> 2 <u>生活必需物資の供給に関すること</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(4) 防災関係機関等に対する協力要請 本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 関係町村への協力体制 本部長は、<u>関係町村長が道の指示又は自らの判断により災害対策本部を設置した場合には</u>、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携 道は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>(7) 災害対策本部及び現地本部等の廃止 知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めるときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 住民等に対する広報 (1) <u>知事は、第1非常配備以降、原子力災害の特殊性に鑑み、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じて広く道民に対し情報提供を行うものとする。</u> なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) <u>第3非常配備以後は、本部長は、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ的確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>本部長は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。</u></p> <p>(4) <u>本部長は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。</u></p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達 (1) <u>本部長は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考となる気象</u></p>	<p>(4) <u>専門家の派遣要請</u> <u>本部長は、国に対し、必要に応じ、事態の把握のため専門的知識を有する職員</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関等に対する協力要請 本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(6) 関係町村の活動体制 <u>関係町村長（PAZを有する自治体を除く）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</u></p> <p>(7) 関係町村への協力体制 道は、<u>関係町村が災害対策本部等を設置した場合には</u>、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>(8) 原子力被災者生活支援チームとの連携 道は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>(9) 災害対策本部及び現地本部等の廃止 知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めるときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 住民等に対する広報 (1) <u>道は、警戒事態発生以後、原子力災害の特殊性に鑑み、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じて広く道民に対し情報提供を行うものとする。</u> なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) <u>道は、施設敷地緊急事態発生以後、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ的確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>道は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。</u></p> <p>(4) <u>知事は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。</u></p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達 (1) <u>道は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリング結果、参考となる気象</u></p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>情報及びSPEEDIによる放射性物質の計算結果等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所 等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。</p> <p>(2) <u>本部長は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、直ちに、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、北海道防災情報システムのメールサービスや公共情報コモンズを活用するとともに、ポータルサイトサーバー運営者への協力を求めることにより、住民等に対して情報の提供を行うものとする。</u> また、<u>関係町村長</u>に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p> <p>(3) <u>本部長は、原子力事業者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。</u> また、<u>関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>本部長は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ(インターネット)等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>本部長は、各総合振興局・振興局に対し、また、本庁(原子力安全対策課)又は各総合振興局・振興局は各市町村に対して必要な情報を連絡するとともに、各市町村は住民等に対して必要に応じて情報を提供する。</u></p> <p>(6) <u>本部長は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</u></p> <p>(7) <u>本部長が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</u> (ア) 事故の概要 (イ) 泊発電所における対策状況 (ウ) 災害の現況及び今後の予測 (エ) 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況 (オ) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等 (キ) その他必要と認める事項</p> <p>(8) <u>本部長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 <u>関係町村長は、本部長から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。</u> <u>関係町村長</u>が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。 (1) 事故の概要 (2) 泊発電所における対策状況 (3) 災害の現況及び今後の予測 (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (6) 避難経路における渋滞情報等 (7) その他必要と認める事項</p>	<p>情報等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所 等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。</p> <p>(2) <u>道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、直ちに、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、緊急速報メールや道のホームページ等を通じて住民等に対して情報の提供を行うものとする。</u> また、<u>関係町村</u>に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p> <p>(3) <u>道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。</u> また、<u>関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>道は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ(インターネット)等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>道は、各総合振興局・振興局を通じて、各市町村に対して必要な情報を連絡するとともに、各市町村は住民等に対して必要に応じて情報を提供する。</u></p> <p>(6) <u>道は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</u></p> <p>(7) <u>道が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</u> (ア) 事故の概要 (イ) 泊発電所における対策状況 (ウ) 災害の現況及び今後の予測 (エ) 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況 (オ) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等 (キ) その他必要と認める事項</p> <p>(8) <u>道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 <u>関係町村は、道から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ、緊急速報メール等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。</u> <u>関係町村</u>が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。 (1) 事故の概要 (2) 泊発電所における対策状況 (3) 災害の現況及び今後の予測 (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (6) 避難経路における渋滞情報等 (7) その他必要と認める事項</p>	<p>災害情報の伝達手段の例示として緊急速報メールを追加するとともに、表現を適正化</p> <p>災害情報の伝達手段の例示として緊急速報メールを追加</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 <u>本部長は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。</u></p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報 <u>防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、本部長と連絡調整の上、行うものとする。</u></p> <p><図3-3-1> (略)</p> <p>第4節 緊急時モニタリング 道が行う緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。 なお、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1 緊急時モニタリング体制 (1) 緊急時モニタリング班の設置 知事は、<u>第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。</u> <u>なお、警戒本部（災害対策本部）が設置された場合は、現地警戒本部（現地災害対策本部）の緊急時モニタリング班に移行するものとする。</u> <u>また、原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）が発出され、PAZ内の避難が指示されたとき、同区域内にある原子力環境センターに設置した緊急時モニタリング班は、代替オフサイトセンターに移動して、緊急時モニタリング活動を継続するものとする。</u></p> <p>(2) 関係機関等への協力要請等 ア 情報提供の要請等 <u>警戒本部長は、原子力事業者から施設敷地緊急事態に該当する事象等の通報を受けたときは、直ちに札幌管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な気象状況の情報提供を要請するものとする。</u> <u>また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象等の通報を行った後においても、施設からの放射性物質等の放出状況等の情報を警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）及び関係町村長等に定期的に連絡するものとする。</u> イ 緊急時モニタリング活動に対する協力要請 <u>警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）は、必要に応じ、関係町村長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長等に対し、緊急時モニタリング等の実施について協力を要請するものとする。</u> ウ 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請 緊急時モニタリング班長は、必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長に対し、国の動員計画による、緊急時モニタリング要員の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。</p> <p>図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図</p>	<p>4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 道は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報 <u>防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、<u>現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、道と連絡調整の上、行うものとする。</u></u></p> <p><図3-3-1> (略)</p> <p>第4節 緊急時モニタリング 道が行う緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。 なお、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1 緊急時モニタリング体制 (1) 緊急時モニタリング班の設置 知事は、<u>警戒事態になった場合、オフサイトセンター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。</u> <u>また、施設敷地緊急事態に至った際に、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げることから、道の緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリングセンターに参画し国の統括の下で緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>(2) 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請 緊急時モニタリング班長は、必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長に対し、国の動員計画による、緊急時モニタリング要員の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。</p> <p>図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図</p>	<p>緊急時モニタリング拠点の変更に伴う修正 国の緊急時モニタリングセンターへの参画を明記</p> <p>オフサイトセンター放射線班等が対応するため削除</p>

現 行	修 正 後	修正事由																																				
		<p>国の緊急時モニタリングセンターのグループ構成にならない再編</p>																																				
<p>イ 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 627 952 1214"> <thead> <tr> <th>チ ャーム</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理</td> </tr> <tr> <td>企画評価チーム</td> <td>1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護措置の実施の判断資料の提供 4 放射線影響の評価材料の提供</td> </tr> <tr> <td>総括管理チーム</td> <td>1 緊急時モニタリング内容の調整・指示 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等</td> </tr> <tr> <td>分析測定チーム</td> <td>1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）</td> </tr> <tr> <td>被ばく管理チーム</td> <td>1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理</td> </tr> <tr> <td>野外活動チーム</td> <td>1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取</td> </tr> <tr> <td>支援チーム</td> <td>1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと</td> </tr> </tbody> </table>	チ ャーム	業 務	班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括	副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理	企画評価チーム	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護措置の実施の判断資料の提供 4 放射線影響の評価材料の提供	総括管理チーム	1 緊急時モニタリング内容の調整・指示 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等	分析測定チーム	1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）	被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理	野外活動チーム	1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取	支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと	<p>イ 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1055 627 1877 1145"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理</td> </tr> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>1 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理 2 緊急時モニタリング結果の整理 3 緊急モニタリング結果の妥当性の確認 4 関係機関との情報伝達</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達 4 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持</td> </tr> <tr> <td>総括連絡チーム</td> <td>1 チーム編成 2 指示書に基づいた測定・分析の指示 3 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 4 汚染管理</td> </tr> <tr> <td>測定採取チーム</td> <td>1 空間放射線量率の測定 2 環境試料の採取 3 積算線量計の設置・回収</td> </tr> <tr> <td>分析チーム</td> <td>1 環境試料中の放射性物質濃度の測定 2 積算線量の測定</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	業 務	班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括	副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理	企画調整グループ	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認	情報収集管理グループ	1 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理 2 緊急時モニタリング結果の整理 3 緊急モニタリング結果の妥当性の確認 4 関係機関との情報伝達	測定分析担当	1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達 4 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持	総括連絡チーム	1 チーム編成 2 指示書に基づいた測定・分析の指示 3 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 4 汚染管理	測定採取チーム	1 空間放射線量率の測定 2 環境試料の採取 3 積算線量計の設置・回収	分析チーム	1 環境試料中の放射性物質濃度の測定 2 積算線量の測定	<p>国の緊急時モニタリングセンターの各グループの業務にならない再編</p>
チ ャーム	業 務																																					
班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括																																					
副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理																																					
企画評価チーム	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護措置の実施の判断資料の提供 4 放射線影響の評価材料の提供																																					
総括管理チーム	1 緊急時モニタリング内容の調整・指示 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等																																					
分析測定チーム	1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）																																					
被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理																																					
野外活動チーム	1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取																																					
支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと																																					
グループ	業 務																																					
班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括																																					
副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理																																					
企画調整グループ	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認																																					
情報収集管理グループ	1 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理 2 緊急時モニタリング結果の整理 3 緊急モニタリング結果の妥当性の確認 4 関係機関との情報伝達																																					
測定分析担当	1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達 4 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持																																					
総括連絡チーム	1 チーム編成 2 指示書に基づいた測定・分析の指示 3 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 4 汚染管理																																					
測定採取チーム	1 空間放射線量率の測定 2 環境試料の採取 3 積算線量計の設置・回収																																					
分析チーム	1 環境試料中の放射性物質濃度の測定 2 積算線量の測定																																					
<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p> <p><図3-4-2> (P45)</p> <p>2 緊急時モニタリングの実施 <u>(1) 緊急時モニタリング活動の段階的实施</u></p>	<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p> <p><図3-4-2> (P45)</p> <p>2 緊急時モニタリングの実施 <u>(1) 警戒事態のモニタリング</u></p>																																					

現 行	修 正 後	修正事由																																													
<p>緊急時モニタリングは、防護措置を効果的に実施する判断資料を得るため、次のとおり段階的に行うものとする。</p> <p>ア 第1非常配備のモニタリング 第1非常配備のモニタリングは、防護措置に必要な情報を収集し、かつ第2非常配備後の緊急時モニタリングを効果的に行うためのものとする。</p> <p>イ 第2非常配備のモニタリング 第2非常配備のモニタリングは、警戒本部設置後速やかに第1非常配備の緊急時モニタリングから移行し、屋内退避、避難等の防護措置を効果的に行う判断資料を得るためのものとする。</p> <p>ウ 第3非常配備のモニタリング 第3非常配備のモニタリングは、第2非常配備の緊急時モニタリングを継続して、防護措置を効果的に行う判断資料を得る。</p> <p>また、事故状況の予測が確実となり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた段階においては、第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域において、放射線影響の評価材料の提供や放射性物質による汚染状況の把握を行うためのものとする。</p> <p>(2) モニタリング活動内容</p> <p>ア 緊急時モニタリングの業務内容等 各非常配備における緊急時モニタリングの業務内容は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 627 904 909"> <thead> <tr> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリング実施内容の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="3">国の計画に基づく、国が作成する緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリングに関する情報の確認</td> </tr> <tr> <td colspan="3">SPEEDIネットワークシステムによる計算結果の確認</td> </tr> <tr> <td colspan="3">空間放射線量率のマップの作成</td> </tr> <tr> <td colspan="3">大気中放射性ヨウ素濃度のマップの作成</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>放射線影響の評価材料の提供</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>放射性物質による汚染状況の把握</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目 各非常配備における緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 978 987 1422"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時実施モニタリング地点</td> <td>1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点 2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点 3 集落（気象状況等により適宜決める。）</td> <td></td> <td>第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">測定・分析項目</td> <td colspan="2">空間放射線量率</td> <td rowspan="2">積算線量（RPLDの回収・測定）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">積算線量（RPLDの登録及び設置）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	緊急時モニタリング実施内容の検討			国の計画に基づく、国が作成する緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析			緊急時モニタリングに関する情報の確認			SPEEDIネットワークシステムによる計算結果の確認			空間放射線量率のマップの作成			大気中放射性ヨウ素濃度のマップの作成					放射線影響の評価材料の提供			放射性物質による汚染状況の把握		第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	緊急時実施モニタリング地点	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点 2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点 3 集落（気象状況等により適宜決める。）		第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域	測定・分析項目	空間放射線量率		積算線量（RPLDの回収・測定）	積算線量（RPLDの登録及び設置）			大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度			<p>原子力施設の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至った際のモニタリングに備える。</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態のモニタリング 原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、事態の進展を把握するためのモニタリングを実施する。</p> <p>(3) 全面緊急事態のモニタリング OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。 OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングが十分に実施され、かつ要員及び資機材に余裕がある場合には、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集のためのモニタリング」や「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のためのモニタリング」を実施する。</p> <p>緊急時モニタリング地点図 (資料3-4-1)</p>	<p>緊急時モニタリングセンターの初期モニタリングの内容に統一</p>
第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																													
緊急時モニタリング実施内容の検討																																															
国の計画に基づく、国が作成する緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析																																															
緊急時モニタリングに関する情報の確認																																															
SPEEDIネットワークシステムによる計算結果の確認																																															
空間放射線量率のマップの作成																																															
大気中放射性ヨウ素濃度のマップの作成																																															
		放射線影響の評価材料の提供																																													
		放射性物質による汚染状況の把握																																													
	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																												
緊急時実施モニタリング地点	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点 2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点 3 集落（気象状況等により適宜決める。）		第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域																																												
測定・分析項目	空間放射線量率		積算線量（RPLDの回収・測定）																																												
	積算線量（RPLDの登録及び設置）																																														
	大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度																																														

現 行	修 正 後	修正事由						
<table border="1" data-bbox="129 225 987 368"> <tr> <td data-bbox="129 225 465 320"></td> <td data-bbox="465 225 728 320"> <u>飲料水の放射性ヨウ素濃度</u> <u>飲料水の放射性物質の濃度</u> </td> <td data-bbox="728 225 987 320"> <u>環境試料中の放射性ヨウ素濃度</u> <u>環境試料中の放射性物質の濃度</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="129 320 987 368"> 気象要素 </td> </tr> </table> <p data-bbox="203 371 999 440">(注) <u>可搬型ポストは、発電所周辺の隣域の全方位における最も発電所に近い地点（固定局がある場合は、次に近い地点）にも配置する。</u> <u>降雨時には、状況に応じて雨を採取し、雨に含まれる放射性物質の濃度を測定する。</u></p> <p data-bbox="109 488 584 512">緊急時モニタリング地点図（資料3-4-1）</p> <p data-bbox="91 534 394 558">3 緊急時モニタリング結果の報告</p> <p data-bbox="91 558 987 627">緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。<u>なお、第1非常配備体制時は、原子力安全対策課長に報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="91 627 987 695">また、<u>緊急時モニタリングセンター設置後の緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価され、国はその結果をわかりやすく、かつ迅速に公表するものとされている。</u></p> <p data-bbox="109 745 775 769">緊急時モニタリング情報報告様式（資料3-4-2）</p> <p data-bbox="91 793 271 817">第5節 防護対策</p> <p data-bbox="91 817 866 841"><u>本部長は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="91 841 264 865">1 防護対策の実施</p> <p data-bbox="91 865 987 911">(1) <u>本部長は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。</u></p> <p data-bbox="91 911 987 957">ア <u>知事は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="91 981 987 1075">イ <u>本部長は施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりP A Z内における避難の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、P A Z内の町村にその旨を伝達する。P A Z内の町村は、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図る。</u></p> <p data-bbox="109 1075 978 1099">また、本部長は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととする。</p> <p data-bbox="91 1123 987 1240">ウ <u>本部長は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置を指示した場合は、P A Z内の避難を行うため、P A Z内の町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、その確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、P A Z内の町村と連携し、国へ要請する。</u></p> <p data-bbox="91 1240 987 1334">また、本部長は、P A Z内の避難実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請することとし、U P Z内の関係町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p data-bbox="91 1334 987 1425">また、<u>本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指</u></p>		<u>飲料水の放射性ヨウ素濃度</u> <u>飲料水の放射性物質の濃度</u>	<u>環境試料中の放射性ヨウ素濃度</u> <u>環境試料中の放射性物質の濃度</u>	気象要素			<p data-bbox="1014 534 1317 558">3 緊急時モニタリング結果の報告</p> <p data-bbox="1014 558 1910 604">緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。</p> <p data-bbox="1014 604 1910 651">また、<u>施設敷地緊急事態以後は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリング結果を国が集約し、その結果をわかりやすく、かつ迅速に公表するものとされている。</u></p> <p data-bbox="1028 745 1693 769">緊急時モニタリング情報報告様式（資料3-4-2）</p> <p data-bbox="1014 793 1193 817">第5節 防護対策</p> <p data-bbox="1014 817 1753 841"><u>道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="1014 841 1187 865">1 防護対策の実施</p> <p data-bbox="1014 865 1910 911">(1) <u>道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。</u></p> <p data-bbox="1014 911 1910 957">ア <u>道は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1014 981 1910 1075">イ <u>道は施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりP A Z内における避難の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、P A Z内の町村にその旨を伝達する。P A Z内の町村は、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図る。</u></p> <p data-bbox="1028 1075 1892 1099">また、本部長は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととする。</p> <p data-bbox="1014 1123 1910 1240">ウ <u>道は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置を指示した場合は、P A Z内の避難を行うため、P A Z内の町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、その確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、P A Z内の町村と連携し、国へ要請する。</u></p> <p data-bbox="1014 1240 1910 1334">また、本部長は、P A Z内の避難実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請することとし、U P Z内の関係町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p data-bbox="1014 1334 1910 1425">また、<u>道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の</u></p>	<p data-bbox="1939 604 2051 627">表現の適正化</p>
	<u>飲料水の放射性ヨウ素濃度</u> <u>飲料水の放射性物質の濃度</u>	<u>環境試料中の放射性ヨウ素濃度</u> <u>環境試料中の放射性物質の濃度</u>						
気象要素								

現 行	修 正 後	修正事由
<p>示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には関係町村と連携し国に要請する。</p> <p>なお、<u>関係町村長</u>は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて (別添1) OILと防護措置について (別添2) 緊急時における防護措置の概要 (資料3-5-1)</p> <p>エ 放射性物質が放出された後は、国は、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて行う避難、一時移転等の<u>緊急事態応急対策</u>の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された<u>本部長</u>は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、<u>本部長</u>は、関係町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p><u>オ</u> <u>本部長</u>は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>(2) 避難の指示 <u>ア</u> <u>本部長</u>は、避難の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難に必要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策区域 (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等の提供 (キ) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項 (ク) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (ケ) その他の必要な事項 <u>イ</u> <u>本部長</u>は、避難の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。 <u>ウ</u> 関係町村長は、<u>本部長</u>から避難の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策区域内の住民等に対して、避難の措置を講ずるものとする。</p> <p>避難先 (資料3-5-2)</p> <p>(3) 避難の方法 <u>ア</u> 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、<u>関係町村長は、退避等措置計画</u>において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。 また、<u>本部長</u>は、関係町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。 なお、<u>関係町村長</u>は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p>	<p>連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には関係町村と連携し国に要請する。</p> <p>なお、<u>関係町村</u>は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて (別添1) OILと防護措置について (別添2) 緊急時における防護措置の概要 (資料3-5-1)</p> <p>エ 放射性物質が放出された後は、国は、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて行う避難、一時移転等の<u>防護措置</u>の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された<u>道</u>は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、<u>道</u>は、関係町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p><u>オ</u> <u>大規模な放射性物質の放出により、UPZ外の住民においても放射性物質による影響を回避するための予防的な防護措置が必要となった場合においては、UPZ外の市町村は、国又は道の指示に基づき、住民に対する屋内退避措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>カ</u> <u>知事</u>は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>(2) 避難の指示 <u>ア</u> <u>知事</u>は、避難の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難に必要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策区域 (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等の提供 (キ) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項 (ク) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (ケ) その他の必要な事項 <u>イ</u> <u>知事</u>は、避難の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。 <u>ウ</u> 関係町村長は、<u>知事</u>から避難の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策区域内の住民等に対して、避難の措置を講ずるものとする。</p> <p>避難先 (資料3-5-2)</p> <p>(3) 避難の方法 <u>ア</u> 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、<u>関係町村長は、避難計画</u>において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。 また、<u>道</u>は、関係町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。 なお、<u>関係町村</u>は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p>	<p>指針の改正（予定）によるUPZ外の防護措置について記載</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>イ <u>関係町村長</u>は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p>また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>ウ <u>関係町村長</u>は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(4) 屋内退避の指示</p> <p>ア <u>本部長</u>は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに<u>関係町村長</u>に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要</p> <p>(イ) 災害の現況と今後の予測</p> <p>(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置</p> <p>(エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域</p> <p>(オ) その他の必要な事項</p> <p>イ <u>関係町村長</u>は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア <u>関係町村長</u>は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ <u>本部長</u>は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、<u>関係町村長</u>は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>コンクリート屋内退避の指示</u></p> <p>ア <u>本部長</u>は、<u>コンクリート屋内退避又は避難の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。</u></p> <p>なお、<u>内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、コンクリート屋内退避又は避難に必要な事項を指示するものとする。</u></p> <p>(ア) 事故の概要</p> <p>(イ) 災害の現況と今後の予測</p> <p>(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置</p> <p>(エ) <u>コンクリート屋内退避又は避難をとるべき防護対策区域</u></p> <p>(オ) <u>安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項</u></p> <p>(カ) <u>その他の必要な事項</u></p> <p>イ <u>本部長</u>は、前項の指示等をしたときは、<u>北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、コンクリート屋内退避又は避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</u></p> <p>ウ <u>関係町村長</u>は、<u>本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示等を受けたときは、退避（避難）所、</u></p>	<p>イ <u>関係町村</u>は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p>また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>ウ <u>関係町村</u>は、<u>O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退避時検査を受けるよう周知するものとする。</u></p> <p>エ <u>関係町村</u>は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(4) 屋内退避の指示</p> <p>ア <u>知事</u>は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに<u>関係町村長</u>に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要</p> <p>(イ) 災害の現況と今後の予測</p> <p>(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置</p> <p>(エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域</p> <p>(オ) その他の必要な事項</p> <p>イ <u>関係町村長</u>は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア <u>関係町村</u>は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ <u>道</u>は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、<u>関係町村長</u>は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>早期避難が困難な要配慮者の屋内退避</u></p> <p>ア <u>関係町村長</u>は、<u>避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。</u></p> <p>イ <u>知事</u>は、<u>関係町村長</u>がアの屋内退避を指示した場合は、<u>北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</u></p> <p>ウ <u>道及び関係町村</u>は、<u>アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護に当たらせるものとする。</u></p> <p>エ <u>道及び関係町村</u>は、<u>国と協議の上、アの屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。</u></p>	<p>避難退避時検査に係る記載を追加</p> <p>コンクリート屋内退避について、国等からの指示は行わないことから関係規定を見直し。早期避難が困難な要配慮者について、<u>関係町村長</u>の指示により放射線防護施設及びコンクリート施設への屋内退避を実施する旨を規定。</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p><u>経路、集合場所等を決定し、防護対策区域内の住民等に対して、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(7) コンクリート屋内退避の方法 <u>ア 関係町村長は、防護対策区域内の住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮の上、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。</u> <u>イ 関係町村長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。</u> <u>ウ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</u> <u>また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。</u> <u>エ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。</u></p> <p>(8) その他 本部長及び関係町村長は、退避又は避難に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。 また、<u>コンクリート屋内退避又は避難の誘導の担当者もこの旨を必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。</u></p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-5-3）</p> <p>2 退避又は避難の誘導 町村の職員、消防職（団）員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員は、緊密な連携の下、1-(2)で定める防護対策区域内の避難行動の単位となる対象地区ごとに、住民等の<u>退避</u>等の状況、渋滞情報等を確認しながら<u>退避又は避難の誘導</u>を実施するものとする。 なお、避難に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合には、海上保安官が助言を与えることができる。 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、<u>避難やスクリーニング</u>等の場所の所在、災害の概要、避難経路の渋滞情報、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>関係町村職員、消防職（団）員数等 （資料3-5-4）</p> <p>3 一時滞在場所の設置 (1) 本部長の要請 <u>本部長は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として周辺市町村への避難が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、<u>災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の一時滞在場所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。</u></u></p> <p>(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 本部長から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>(3) 関係町村長の措置 関係町村長は、本部長から周辺市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞在場所及び避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p> <p>4 要配慮者への配慮 (1) 道は、関係町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一</p>	<p>(8) その他 本部長及び関係町村長は、<u>避難等</u>に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。 また、<u>避難等</u>の誘導の担当者もこの旨を必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-5-3）</p> <p>2 避難の誘導 町村の職員、消防職（団）員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員は、緊密な連携の下、1-(2)で定める防護対策区域内の避難行動の単位となる対象地区ごとに、住民等の<u>避難</u>等の状況、渋滞情報等を確認しながら<u>避難等</u>の誘導を実施するものとする。 なお、避難に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合には、海上保安官が助言を与えることができる。 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、<u>避難や避難退城時検査</u>等の場所の所在、災害の概要、避難経路の渋滞情報、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>関係町村職員、消防職（団）員数等 （資料3-5-4）</p> <p>3 一時滞在場所の設置 (1) 本部長の要請 <u>知事は、避難の防護対策区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、<u>基本法第72条第1項の規定に基づき、一時滞在場所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。</u></u></p> <p>(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 <u>知事</u>から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>(3) 関係町村長の措置 関係町村長は、<u>知事</u>から避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞在場所及び避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p> <p>4 要配慮者への配慮 (1) 道は、関係町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一</p>	<p>表現の適正化を図るための規定の整備</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。道内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を選ばせるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在学時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>6 仮設住宅等の活用 本部長は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。</p> <p>7 警戒区域の設定 関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合は、<u>本部長の指導、助言を得て、災対法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。</u> なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>8 立入制限等の措置 本部長は、<u>関係町村長等が避難を勧告又は指示した地域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な次の措置をとるよう要請するものとする。</u> (1) 陸上の立入制限等の措置 本部長は、<u>関係町村長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策区域内においては立入禁止、警戒区域においては立入制限を指示するものとする。</u> また、<u>北海道警察本部長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策区域における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。</u> (2) 海上の立入制限等の措置 本部長は、<u>海上における防護対策区域に該当する海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請するものとする。</u></p> <p>9 防護対策区域及び警戒区域内の警備 北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、防護対策区域及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p>	<p>時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。道内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を選ばせるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在学時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>6 仮設住宅等の活用 道は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。</p> <p>7 警戒区域の設定 関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合は、<u>知事の指導、助言を得て、基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。</u> なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置 道は、<u>関係町村が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定や避難指示等の実効をあげるために、次の措置等を行うものとする。</u> (1) 陸上の立入制限等の措置 北海道警察本部長に対し、<u>防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、避難の防護対策区域や警戒区域における立入制限又は立入禁止の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請すること。</u> (2) 海上の立入制限等の措置 海上における防護対策区域に該当する海域については、<u>防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請すること。</u></p> <p>9 防護対策区域及び警戒区域内の警備 北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、<u>避難の防護対策区域及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</u></p>	<p>表現の適正化を図るための規定の整備</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>10 防災業務関係者の防護対策</p> <p>道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、<u>退避</u>等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとする。</p> <p>防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。</p> <p>(1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</p> <p>(2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。</p> <p>また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。</p> <p>11 飲食物の摂取制限等の措置</p> <p>(1) <u>本部長</u>は、放射性物質が放出された後、国から、O I Lに基づき、一時移転対象区域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するように指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) <u>本部長</u>は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。なお、国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、北海道における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。</p> <p>(3) <u>本部長</u>は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">O I Lと防護措置について (別添2) 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 (資料3-5-5)</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動</p> <p>緊急被ばく医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は「緊急被ばく医療活動実施要領」によるものとする。</p> <p>1 緊急被ばく医療活動の基本的体制</p> <p>緊急被ばく医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難所等のほか、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を実践する「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を実践する「二次被ばく医療機関」、高度専門的な診療を実践する「三次被ばく医療機関」からなる。</p> <p>また、緊急被ばく医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>(1) 原子力発電所や避難所等における対応</p> <p>ア 原子力発電所における対応</p> <p>応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、緊急被ばく医療機関に患者を搬送する。</p> <p>イ 避難所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、避難住民等を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）及びスクリーニングを行うとともに、汚染者の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>また、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させる。</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>初期被ばく医療機関は、原子力発電所周辺において汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行う。</p> <p>また、避難の指示等を受け、あらかじめ指定された避難所等に避難する住民等については、一般傷病者</p>	<p>10 防災業務関係者の防護対策</p> <p>道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、<u>退避</u>等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p> <p>また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとする。</p> <p>防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。</p> <p>(1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</p> <p>(2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。</p> <p>また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。</p> <p>11 飲食物の摂取制限等の措置</p> <p>(1) <u>道</u>は、放射性物質が放出された後、国から、O I Lに基づき、一時移転対象区域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するように指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) <u>道</u>は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。なお、国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、北海道における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。</p> <p>(3) <u>道</u>は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">O I Lと防護措置について (別添2) 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 (資料3-5-5)</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動</p> <p>緊急被ばく医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は「緊急被ばく医療活動実施要領」によるものとする。</p> <p>1 緊急被ばく医療活動の基本的体制</p> <p>緊急被ばく医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難所等のほか、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を実践する「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を実践する「二次被ばく医療機関」、高度専門的な診療を実践する「三次被ばく医療機関」からなる。</p> <p>また、緊急被ばく医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>(1) 原子力発電所や避難所等における対応</p> <p>ア 原子力発電所における対応</p> <p>応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、緊急被ばく医療機関に患者を搬送する。</p> <p>イ 避難所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、避難住民等を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）及びスクリーニングを行うとともに、汚染者の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>また、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させる。</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>初期被ばく医療機関は、原子力発電所周辺において汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行う。</p> <p>また、避難の指示等を受け、あらかじめ指定された避難所等に避難する住民等については、一般傷病者</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>として救急診療が必要となった場合の対応を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急診療（創傷又は熱傷等の合併症の初期治療等） ・汚染創傷に対する処置 ・ふき取りや脱衣等の簡易な除染 ・二次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>（３）二次被ばく医療機関における対応 二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に対して、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療により行う。 なお、初期被ばく医療機関における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体除染 ・局所又は高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併症の根本的な治療 ・三次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>（４）三次被ばく医療機関における対応 三次被ばく医療機関は、放射線医学総合研究所が担い、初期及び二次被ばく医療機関で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、初期及び二次被ばく医療機関に対して必要な支援及び専門的助言を行う。 なお、初期及び二次被ばく医療機関における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の診療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併症の診療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 <p>２ 避難所等で避難住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制</p> <p>（１）医療班の設置 知事は、第２非常配備体制をとった場合、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室に医療班を設置し、医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等により、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>（２）関係機関等への協力要請 <u>本部長</u>は、医療チーム等の設置に当たり、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 また、スクリーニングの支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の取り扱いに習熟している要員の派遣を要請する。</p> <p>（３）医療班の組織及び業務 医療チームは、必要に応じて放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療チーム（以下「国派遣の緊急被ばく医療チーム」という。）の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害状況や避難所等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。 また、救護チームは、<u>コンクリート屋内退避所</u>、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。 なお、UPZ内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策区域に決定した場合は避難することとし、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び</p>	<p>として救急診療が必要となった場合の対応を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急診療（創傷又は熱傷等の合併症の初期治療等） ・汚染創傷に対する処置 ・ふき取りや脱衣等の簡易な除染 ・二次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>（３）二次被ばく医療機関における対応 二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に対して、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療により行う。 なお、初期被ばく医療機関における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体除染 ・局所又は高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併症の根本的な治療 ・三次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>（４）三次被ばく医療機関における対応 三次被ばく医療機関は、放射線医学総合研究所が担い、初期及び二次被ばく医療機関で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、初期及び二次被ばく医療機関に対して必要な支援及び専門的助言を行う。 なお、初期及び二次被ばく医療機関における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の診療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併症の診療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 <p>２ 避難所等で避難住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制</p> <p>（１）医療班の設置 知事は、第２非常配備体制をとった場合、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室に医療班を設置し、医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等により、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>（２）関係機関等への協力要請 <u>道</u>は、医療チーム等の設置に当たり、<u>必要に応じて</u>独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 また、スクリーニングの支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の取り扱いに習熟している要員の派遣を要請する。</p> <p>（３）医療班の組織及び業務 医療チームは、必要に応じて放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療チーム（以下「国派遣の緊急被ばく医療チーム」という。）の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害状況や避難所等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。 また、救護チームは、<u>屋内退避施設</u>、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。 なお、UPZ内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策区域に決定した場合は避難することとし、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び</p>	

現 行	修 正 後	修正事由																								
<p>療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 医療班の組織 医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図3-6-1 医療班の組織図</p>  <p>イ 医療班等の編成基準及び業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 630 884 1069"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編成基準</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</td> <td>1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡調整 5 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。</td> <td>1 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施</td> </tr> <tr> <td>医療チーム</td> <td>放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</td> <td>U P Z外の公共施設及び避難所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。</p> <p>医療班のチーム編成 (資料3-6-1) 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-6-2)</p> <p>企画調整チーム、救護チーム及び医療チームにはリーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。</p> <p>3 緊急被ばく医療活動等の実施 (1) 緊急被ばく医療活動の実施 緊急被ばく医療活動は、図3-6-2で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 避難所等に避難した住民等に対する医療活動の実施内容 ア 救護所の開設</p>	チーム名	編成基準	業 務	企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡調整 5 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設	救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施	医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	U P Z外の公共施設及び避難所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置	<p>医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 医療班の組織 医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図3-6-1 医療班の組織図</p>  <p>イ 医療班等の編成基準及び業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 630 1803 1069"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編成基準</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</td> <td>1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡調整 5 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。</td> <td>1 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施</td> </tr> <tr> <td>医療チーム</td> <td>放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</td> <td>U P Z外の公共施設及び避難所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。</p> <p>医療班のチーム編成 (資料3-6-1) 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-6-2)</p> <p>企画調整チーム、救護チーム及び医療チームにはリーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。</p> <p>3 緊急被ばく医療活動等の実施 (1) 緊急被ばく医療活動の実施 緊急被ばく医療活動は、図3-6-2で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 避難所等に避難した住民等に対する医療活動の実施内容 ア 救護所の開設</p>	チーム名	編成基準	業 務	企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡調整 5 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設	救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施	医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	U P Z外の公共施設及び避難所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置	
チーム名	編成基準	業 務																								
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡調整 5 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設																								
救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施																								
医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	U P Z外の公共施設及び避難所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置																								
チーム名	編成基準	業 務																								
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡調整 5 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設																								
救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 U P Z外の公共施設及び避難所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施																								
医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	U P Z外の公共施設及び避難所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置																								

現 行	修 正 後	修正事由
<p>医療班長は、住民等に対する<u>コンクリート屋内退避</u>又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに避難所等に救護所の開設を指示する。</p> <p>イ 救護所の責任者 救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。</p> <p>ウ 一般医療の実施 救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p> <p>エ 身体汚染検査（スクリーニング） 医療チームは、現地本部長が避難住民等のスクリーニングを必要と認めた場合は、国派遣の緊急被ばく医療チームの助言を得て、スクリーニングを行うものとする。</p> <p>オ 除染等の実施 医療班長は、エのスクリーニングの結果、除染等が必要と認められる場合は、救護所又は除染検査室において、脱衣、身体除染を行い、再度、汚染の検査を行うものとする。</p> <p>○ I L と防護措置について (別添 2)</p> <p>カ 被ばく医療機関への移送 医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。 また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部を通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。</p> <p>(3) 泊発電所内における医療活動の実施 泊発電所内で被ばく患者が発生した場合、泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。搬送にあたっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの P A Z 内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続きによって、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布し、その服用の指示を行うものとする。 また、U P Z 内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、<u>本部長</u>は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。 なお、緊急の場合は、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p><図 3-6-2> (略)</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動及び必需物資の調達 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位 <u>本部長</u>は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。 第 1 順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送 第 2 順位 避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 第 3 順位 災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送 第 4 順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送</p>	<p>医療班長は、住民等に対する<u>屋内退避</u>又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに避難所等に救護所の開設を指示する。</p> <p>イ 救護所の責任者 救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。</p> <p>ウ 一般医療の実施 救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p> <p>エ 身体汚染検査（スクリーニング） 医療チームは、現地本部長が避難住民等のスクリーニングを必要と認めた場合は、国派遣の緊急被ばく医療チームの助言を得て、スクリーニングを行うものとする。</p> <p>オ 除染等の実施 医療班長は、エのスクリーニングの結果、除染等が必要と認められる場合は、救護所又は除染検査室において、脱衣、身体除染を行い、再度、汚染の検査を行うものとする。</p> <p>○ I L と防護措置について (別添 2)</p> <p>カ 被ばく医療機関への移送 医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。 また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部を通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。</p> <p>(3) 泊発電所内における医療活動の実施 泊発電所内で被ばく患者が発生した場合、泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。搬送にあたっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示 <u>知事</u>は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの P A Z 内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続きによって、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布し、その服用の指示を行うものとする。 また、U P Z 内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、<u>知事</u>は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。 なお、緊急の場合は、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p><図 3-6-2> (略)</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動及び必需物資の調達 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位 <u>道</u>は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。 第 1 順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送 第 2 順位 避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 第 3 順位 災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送 第 4 順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。 (ア) 災害応急対策要員及び必要な資機材 (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (ウ) 避難者、負傷者等 (エ) コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材 (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ア 本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 イ 本部長は、原子力災害時において実施する緊急時モニタリング等の災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、陸上自衛隊北部方面総監部、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。 ウ 本部長は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。 エ 本部長は、ウによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>緊急輸送車両の確保について (資料3-7-1) 緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保 ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針 北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。 また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。 イ 交通の確保 北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 また、交通規制を行うため、必要に応じて、(社)北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。 北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>2 生活必需物資の調達 (1) 飲料水及び飲食物の供給 本部長は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画第5章第10節(給水計画)及び同章第9節(食糧供給計画)に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 生活必需物資の供給 本部長は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策区域住民等が生活維持</p>	<p>第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。 (ア) 災害応急対策要員及び必要な資機材 (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (ウ) 避難者、負傷者等 (エ) 屋内退避施設、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材 (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ア 道は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 イ 道は、原子力災害時において実施する緊急時モニタリング等の災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、陸上自衛隊北部方面総監部、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。 ウ 道は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。 エ 道は、ウによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>緊急輸送車両の確保について (資料3-7-1) 緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保 ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針 北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。 また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。 イ 交通の確保 北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 また、交通規制を行うため、必要に応じて、(社)北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。 北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>2 生活必需物資の調達 (1) 飲料水及び飲食物の供給 知事は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画第5章第14節(給水計画)及び同章第13節(食糧供給計画)に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 生活必需物資の供給 知事は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策区域住民等が生活維持の</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。</p> <p>また、供給すべき物資が不足し、調達のある場合には国又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。</p> <p>道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策を支援する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。</p> <p>さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。</p> <p>(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避</p> <p>(ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去</p> <p>(エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動</p> <p>(オ) モニタリングの実施</p> <p>(カ) 遮へい対策の実施</p> <p>(キ) 立入制限区域の設定</p> <p>(ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置</p> <p>(ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海</p>	<p>ため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。</p> <p>また、供給すべき物資が不足し、調達のある場合には国又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。</p> <p>道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策を支援する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。</p> <p>さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。</p> <p>(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避</p> <p>(ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去</p> <p>(エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動</p> <p>(オ) モニタリングの実施</p> <p>(カ) 遮へい対策の実施</p> <p>(キ) 立入制限区域の設定</p> <p>(ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置</p> <p>(ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等 知事(本部長)は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。 なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 <u>本部長</u>は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 <u>本部長</u>は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 <u>本部長</u>は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。 北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成 1 被災住民の登録 <u>本部長</u>は、<u>関係町村長</u>に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難場所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">被災地住民登録様式 (資料4-3-1)</p> <p>2 損害調査の実施 <u>本部長</u>は、<u>関係町村長</u>に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。 (1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置</p>	<p>上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等 知事(本部長)は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。 なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 <u>道</u>は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 <u>道</u>は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 <u>道</u>は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。 北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成 1 被災住民の登録 <u>道</u>は、<u>関係町村</u>に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難場所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">被災地住民登録様式 (資料4-3-1)</p> <p>2 損害調査の実施 <u>道</u>は、<u>関係町村</u>に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。 (1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(3) 立入制限措置 (4) その他町村長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 本部長は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録等の作成 本部長は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置、原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 知事は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1) 知事は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 知事は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 知事は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 知事は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 知事は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 知事は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視 知事は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p>	<p>(3) 立入制限措置 (4) その他町村長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 道は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録等の作成 道は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置、原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 道は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 道は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 道は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視 道は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策</p> <p>1 災害復旧計画の作成 原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力 原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応 初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のために必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策</p> <p>1 災害復旧計画の作成 原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力 原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応 初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のために必要な体制を整備するものとする。</p>	

現 行	修 正 後	修正事由
<p>図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）</p> <p>警戒本部長 〔知事〕</p> <p>警戒副本部長 〔副知事〕</p> <p>本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理班 <ul style="list-style-type: none"> 危機対策局 <ol style="list-style-type: none"> 警戒本部の設置及び廃止に関すること。 警戒本部の運営及び連絡調整に関すること。 関係省庁事故対策連絡会議及び防災関係機関との連絡に関すること。 現地警戒本部に対する指示及び連絡に関すること。 緊急時モニタリングに関すること。 総合政策班 〔報道責任者：班長〕 <ul style="list-style-type: none"> 知事室広報広聴課 <ul style="list-style-type: none"> 広報に関すること。 科学 I T 振興局情報政策課 <ul style="list-style-type: none"> 防災無線の統制に関すること。 交通政策局交通企画課 <ul style="list-style-type: none"> 輸送対策に関すること。 環境生活班 <ul style="list-style-type: none"> 環境局環境推進課 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 保健福祉班 <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉部総務課 <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関すること。 市町村における応急救助の実施指導に関すること。 <u>緊急時ばく医療活動等の準備に関すること。</u> 医療政策局医療業務課 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時ばく医療活動に関すること。 健康安全局地域保健課 <ul style="list-style-type: none"> 健康管理に関すること。 建設班 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理防災課 <ul style="list-style-type: none"> 道路交通の確保に関すること。 関係班 <ul style="list-style-type: none"> 関係部（局）課 <ul style="list-style-type: none"> 関係部（局）課の災害応急対策の準備に関すること。 現地警戒本部 <p>本部連絡員</p> <p>危機管理班 監 総合政策班 長 環境生活班 部 保健福祉班 長 建設班 長 関係班 長 本部連絡員</p>	<p>図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）</p> <p>警戒本部長 〔知事〕</p> <p>警戒副本部長 〔副知事〕</p> <p>本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理班 <ul style="list-style-type: none"> 危機対策局 <ol style="list-style-type: none"> 警戒本部の設置及び廃止に関すること。 警戒本部の運営及び連絡調整に関すること。 関係省庁事故対策連絡会議及び防災関係機関との連絡に関すること。 現地警戒本部に対する指示及び連絡に関すること。 緊急時モニタリングに関すること。 総合政策班 〔報道責任者：班長〕 <ul style="list-style-type: none"> 知事室広報広聴課 <ul style="list-style-type: none"> 広報に関すること。 科学 I T 振興局情報政策課 <ul style="list-style-type: none"> 防災無線の統制に関すること。 交通政策局交通企画課 <ul style="list-style-type: none"> 輸送対策に関すること。 環境生活班 <ul style="list-style-type: none"> 環境局環境推進課 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 保健福祉班 <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉部総務課 <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関すること。 市町村における応急救助の実施指導に関すること。 医療政策局医療業務課 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時ばく医療活動に関すること。 健康安全局地域保健課 <ul style="list-style-type: none"> 健康管理に関すること。 地域医療推進局地域医療課 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時ばく医療活動に関すること。 地域医療推進局医療業務課 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関の避難先の調整に関すること。 健康安全局地域保健課 <ul style="list-style-type: none"> 健康管理に関すること。 福祉局施設運営指導課 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等の避難先の調整に関すること。 建設班 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理防災課 <ul style="list-style-type: none"> 道路交通の確保に関すること。 関係班 <ul style="list-style-type: none"> 関係部（局）課 <ul style="list-style-type: none"> 関係部（局）課の災害応急対策の準備に関すること。 現地警戒本部 <p>本部連絡員</p> <p>危機管理班 監 総合政策班 長 環境生活班 部 保健福祉班 長 建設班 長 関係班 長 本部連絡員</p>	<p>道の配備体制の業務として医療機関や社会福祉施設等に係る避難先等の調整業務を追加</p>

現 行	修 正 後	修正事由
-----	-------	------

図3-2-3 第2非常配備（現地警戒本部の組織及び主な所掌事務）



- | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>(所掌事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部との連絡調整に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 関係町村及び現地方災関係機関との連絡調整に関すること。 4 現地警戒本部の庶務に関すること。 | <p>(所掌事務)</p> <p>緊急時モニタリングに関すること</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>緊急時医療活動の準備に関すること</p> |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|

図3-2-3 第2非常配備（現地警戒本部の組織及び主な所掌事務）



- | | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|--|
| <p>(所掌事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部との連絡調整に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 関係町村及び現地方災関係機関との連絡調整に関すること。 4 現地警戒本部の庶務に関すること。 | <p>(所掌事務)</p> <p>緊急時モニタリングに関すること</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>緊急時医療活動の準備に関すること</p> | <p>(所掌事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の防護対策に関すること 2 生活物資の供給に関すること |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|--|

自然災害との複合災害を想定した派遣要員の見直し
 2配から住民避難を担当する住民生活班を配置

現 行	修 正 後	
-----	-------	--

図 3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織）

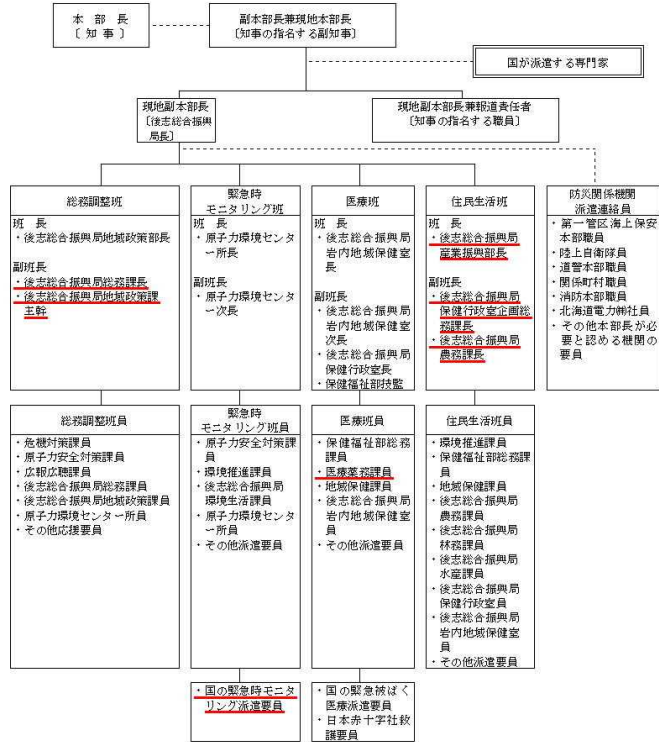


図 3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織）

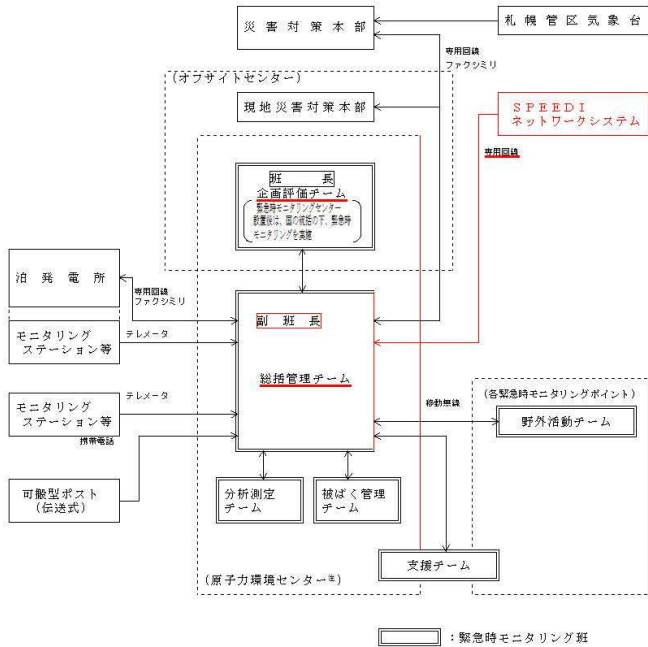


修正事由

自然災害との複合災害を想定した派遣要員の見直し

現 行

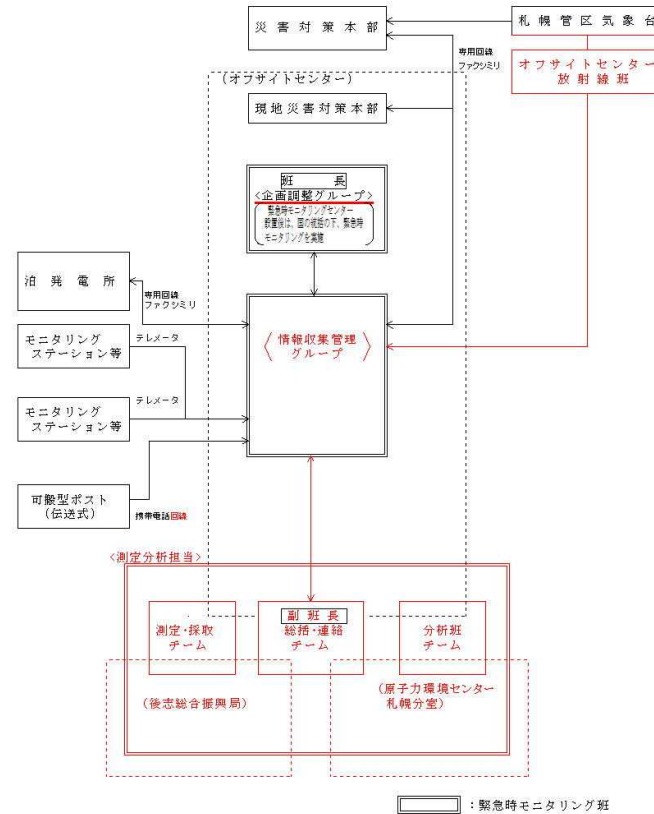
図 3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図



注) 原子力緊急事態宣言(原災法15条事業)が発出され、PAZ内の避難が指示されたとき、緊急時モニタリング班は、代替オフサイトセンターに移動して、緊急時モニタリング活動を継続する場合、当該施設の通信機器のほか、携帯電話等を活用して通信連絡を行う。

修 正 後

図 3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図



注) モニタリング情報共有システムにより、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有を図るほか、測定分析担当の測定・採取班及び分析班の測定結果等のデータを携帯電話回線で伝送する。

修正事由

SPEEDIを使用しないこと、及び国のEMC設置要領の制定に伴うモニタリング体制の見直し

現 行		修 正 後		修正事由	
<p>《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p>					
平 常 時	<p>第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応</p> <p>↓ モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等</p>	<p>【国の対応】 原子力保安検査官を現地に配置し、 巡視、検査などを実施</p> <p>↓ 運転状況、設備の保全状況、 保安規定の遵守状況等</p>	<p>第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応</p> <p>↓ モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等</p>	<p>【国の対応】 原子力保安検査官を現地に配置し、 巡視、検査などを実施</p> <p>↓ 運転状況、設備の保全状況、 保安規定の遵守状況等</p>	<p>情報収集事態から第1非常配備体制をとり、各緊急事態区分における配備体制を一段階早めるための修正</p>
	<p>【参 考】 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p>	<p>【参 考】 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p>	<p>【参 考】 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p>		
緊 急 時	<p>体制区分</p> <p>第1非常配備</p> <p>原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき</p>	<p>配備体制及び災害対策本部等の設置の経緯</p> <p>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報聴取課、科学・IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員</p> <p>【国の対応】 ◆警戒事態の発生通報 警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合 (防災専門官による原子力施設の状況把握 自治体への連絡)</p>	<p>本部設置</p> <p>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報聴取課、科学・IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員</p> <p>【国の対応】 ◆情報収集事態の発生通報 沿村において震度5弱又は震度5強の地震の発生を認知した場合 (防災専門官による原子力施設の状況把握 自治体への連絡)</p>	<p>配備体制</p> <p>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報聴取課、科学・IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員</p> <p>【国の対応】 ◆情報収集事態の発生通報 沿村において震度5弱又は震度5強の地震の発生を認知した場合 (防災専門官による原子力施設の状況把握 自治体への連絡)</p>	
	<p>第2非常配備</p> <p>1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に知事が必要と認めたとき</p>	<p>災害応急対策に關係ある部の所要人員</p> <p>【国の対応】 ◆施設敷地緊急事態の発生通報【原災法第10条】 関係省庁事故対策連絡会議 現地事故対策連絡会議 【オフサイトセンター】</p>	<p>警戒本部の設置</p> <p>災害応急対策に關係ある部の所要人員</p> <p>【国の対応】 ◆警戒事態の発生通報 警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合 (防災専門官による原子力施設の状況把握 自治体への連絡)</p>	<p>災害応急対策に從事することができる全職員</p> <p>【国の対応】 ◆施設敷地緊急事態の発生通報【原災法第10条】 関係省庁事故対策連絡会議 現地事故対策連絡会議 【オフサイトセンター】 ◆原子力緊急事態宣言【原災法第15条】 原子力災害対策本部の設置 原子力災害現地対策本部の設置 原子力災害合同対策協議会 【オフサイトセンター】</p>	
	<p>第3非常配備</p> <p>1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出(全面緊急事態)したとき 2 その他特に知事が必要と認めたとき</p>	<p>災害応急対策に從事することができる全職員</p> <p>【国の対応】 ◆原子力緊急事態宣言【原災法第15条】 原子力災害対策本部の設置 原子力災害現地対策本部の設置 原子力災害合同対策協議会 【オフサイトセンター】</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>災害応急対策に從事することができる全職員</p> <p>【国の対応】 ◆施設敷地緊急事態の発生通報【原災法第10条】 関係省庁事故対策連絡会議 現地事故対策連絡会議 【オフサイトセンター】 ◆原子力緊急事態宣言【原災法第15条】 原子力災害対策本部の設置 原子力災害現地対策本部の設置 原子力災害合同対策協議会 【オフサイトセンター】</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>災害応急対策に從事することができる全職員</p> <p>【国の対応】 ◆施設敷地緊急事態の発生通報【原災法第10条】 関係省庁事故対策連絡会議 現地事故対策連絡会議 【オフサイトセンター】 ◆原子力緊急事態宣言【原災法第15条】 原子力災害対策本部の設置 原子力災害現地対策本部の設置 原子力災害合同対策協議会 【オフサイトセンター】</p>	